

令和 8 年 度

消費者行政の概要

新潟県総務部県民生活課

目 次

第1章 消費者行政の体系

1 消費者行政の推進

(1) 消費者行政の枠組みの変化	1
(2) 新潟県における消費者行政の推進	1
2 国・県・市町村の消費者行政推進体制(概略)	2
3 消費者行政関連施策を実施している担当部局	3
4 県民生活課で展開している消費者行政施策	
(1) 施策体系図	4
(2) 県民生活課令和8年度消費者行政関係事業費予算	5

第2章 新潟県における消費者行政関連施策の概要

1 消費者行政関連施策の具体的施策	7
2 各事業一覧	8
(1) 知事政策局の関連事業	8
(2) 総務部の関連事業	8
(3) 環境局の関連事業	9
(4) 防災局の関連事業	10
(5) 福祉保健部の関連事業	10
(6) 産業労働部及び観光文化スポーツ部の関連事業	13
(7) 農林水産部の関連事業	14
(8) 土木部及び土木部都市局の関連事業	16
(9) 新潟県警察本部の関連事業	17
3 相談先・情報提供先	18

第3章 県民生活課・県消費生活センターにおける主要事業

1 施策体系図(4頁の再掲)	19
2 施策体系別の事業概要	
(1) 消費者行政推進体制の整備	20
(2) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	20
(3) 市町村・消費者団体との連携や協働	21
(4) 社会・経済情勢への対応	22
3 主要事業の概要と事業実績	
(1) 消費者行政推進体制の整備	23
(2) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	24
(3) 市町村・消費者団体との連携や協働	31
(4) 社会・経済情勢への対応	34

第4章 市町村における消費者行政

1 市町村の消費者行政窓口	36
2 市町村消費者行政の概要	
(1) 消費者行政担当部署の状況	38
(2) 令和8年度当初予算の状況	38
(3) 担当職員数の状況	38
(4) 事務分掌の有無	39
3 消費者行政部署による「広報・啓発資料」の作成・配布状況	40
4 消費者行政部署による「講座・講演会等」の実施状況	46

資料編

資料1 新潟県の消費者行政の沿革	49
資料2 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例	54
資料3 新潟県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	62

第1章 消費者行政の体系

- 1 消費者行政の推進
- 2 国・県・市町村の消費者行政推進体制（概略）
- 3 消費者行政関連施策を実施している担当部局
- 4 県民生活課で展開している消費者行政施策

1 消費者行政の推進

(1) 消費者行政の枠組みの変化

国において、消費者行政は、昭和 43 年に制定された「消費者保護基本法」の枠組みの下に展開されてきましたが、規制緩和や情報化の進展など、消費者を取りまく環境の変化や、地方分権の流れの中で、平成 16 年 6 月「消費者保護基本法」が「消費者基本法」に改正されました。

消費者基本法では、これまでの消費者政策の基本理念が大きく転換され、従来の「消費者の保護」から、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念とすることに改められました。

そして、同法に基づき、平成 17 年 4 月、(1)消費者の安全・安心の確保、(2)消費者の自立のための基盤整備、(3)緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応、の 3 つの柱を消費者施策の基本的方向とする「消費者基本計画」が、消費者行政としては初めて閣議決定されました。これにより、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の消費者施策の基本方針として、この計画に盛り込まれた施策が推進されることとなり、以降、改正を重ね、現在は第 4 期（2020 年度から 2024 年度までの 5 年間）の消費者基本計画に基づいて消費者施策を推進しています。

2000 年代半ば以降、食品偽装表示や製品の瑕疵による死亡事故等が相次いで発生し、大きな社会問題となり、その際、国の情報把握、危険察知、事業者規制等において、いわゆる「縦割り行政」の弊害が指摘されました。これらを受け、政府では、生活者を主体とした行政への転換を図るため、平成 20 年 6 月に「消費者行政推進基本計画」を閣議決定し、同年 9 月「消費者庁及び消費者委員会設置法」「消費者安全法」等関連 3 法案を国会に提出、翌平成 21 年 5 月に可決成立し、平成 21 年 9 月、消費者行政を一元的に行う「消費者庁」が発足しました。

(2) 新潟県における消費者行政の推進

当県においても、従来から「新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例」により、消費者行政を推進してきましたが、平成 16 年度の消費者基本法の改正に伴い、法の基本理念等を生かすべく、不当な事業者への勧告・公表等を行う「不当な取引行為の規制に関する規定の充実」、法律の基本理念の変化に伴う「消費者、事業者、県、市町村の役割、立場の見直し」、「消費者啓発・教育の推進」、「県民からの違反行為等の申出制度の新設」など、同条例の見直しを行い、平成 17 年 11 月 1 日に完全施行となりました。

その後、平成 21 年度の消費者安全法施行や消費者庁設置等を踏まえ、平成 22 年 4 月には、消費生活センターで行っている相談案件の迅速な解決や、消費者被害の防止対策等に機動的に対応するため、県民生活・環境部に「消費者行政課」を設置しました。

消費者行政課においては、消費者行政関連施策を実施している県の担当部局と連携して消費者の利益の擁護に向けた施策を推進するとともに、住民に身近な消費者行政の推進を図るため、国の地方消費者行政強化交付金等を活用し、県及び市町村の消費生活相談体制の充実強化や消費者団体の育成、啓発事業の充実等の取組を進めました。これにより、県内の消費生活相談窓口の整備や食の安全・安心等関係部局との連携など、本県の消費者行政推進体制は着実に強化されました。

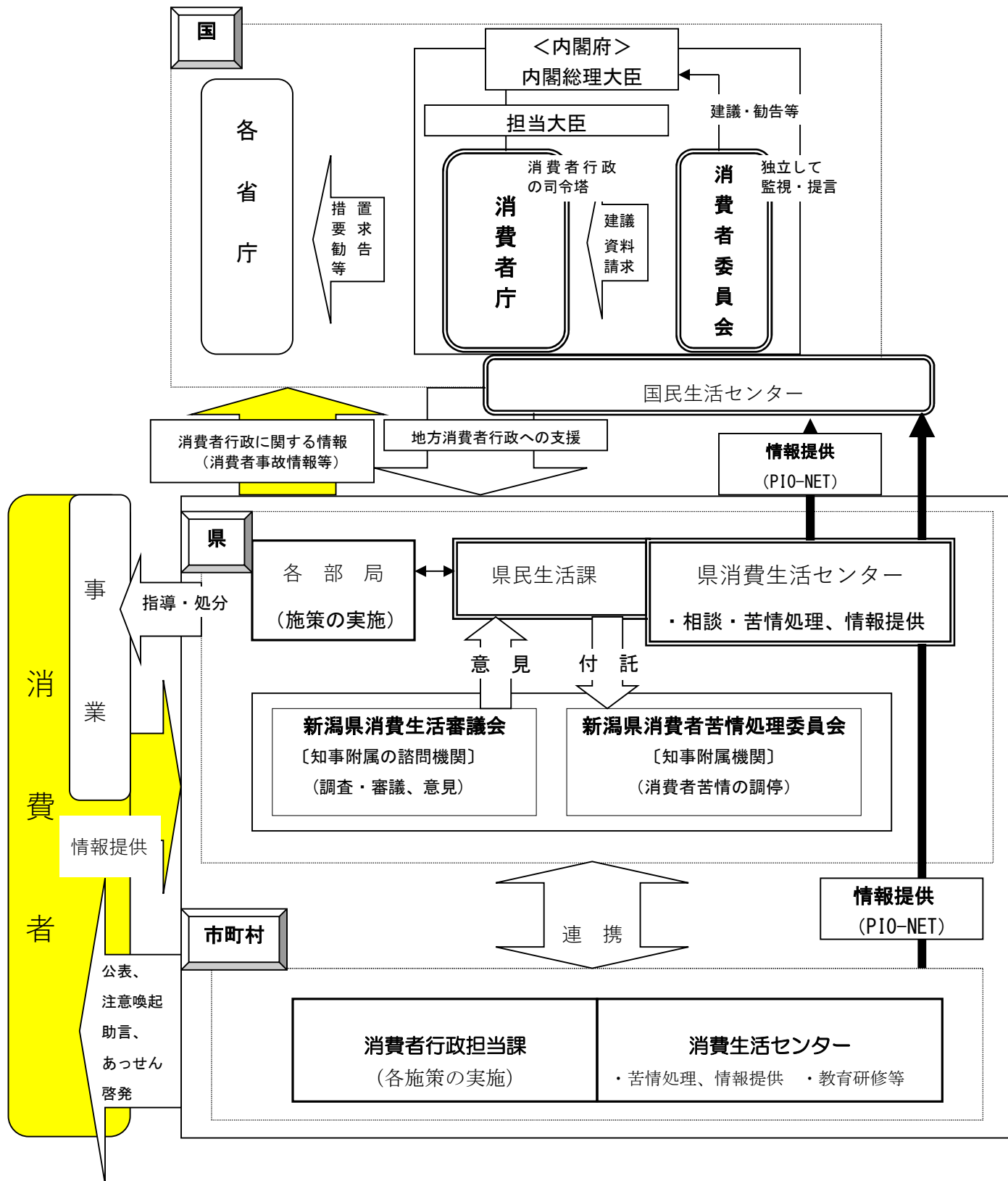
一方で、高齢化の進行や高度情報通信社会の進展に伴う取引の多様化など、消費者を取り巻く環境が変化する中、高齢者世帯を狙った悪質商法や特殊詐欺、インターネット販売等に関するトラブルが増加、手口もより複雑化・巧妙化し、さらにはスマートフォン等の急速な普及や民法改正に伴う成年年齢引下げなどによる消費者被害の低年齢化も懸念されるなど、新たな課題への対応が求められるようになりました。

このため、悪質商法等の消費者被害対策と特殊詐欺等の防犯対策を一体的に推進し、県民生活の一層の安全を確保するため、警察と連携した防犯対策を所管する県民生活課安全・安心なまちづくり班と消費者行政課を統合し、平成 31 年 4 月、県民生活課に新たに「消費とくらしの安全室」を設置し、より効果的・効率的な消費者行政の推進に向け、取組を進めました。

令和 4 年 4 月からは、脱炭素化の促進や交流人口拡大に向けた施策の一体的な推進のための組織改正に伴い、県民生活課は総務部に移管され、県民生活課「消費とくらしの安全推進班」となりました。

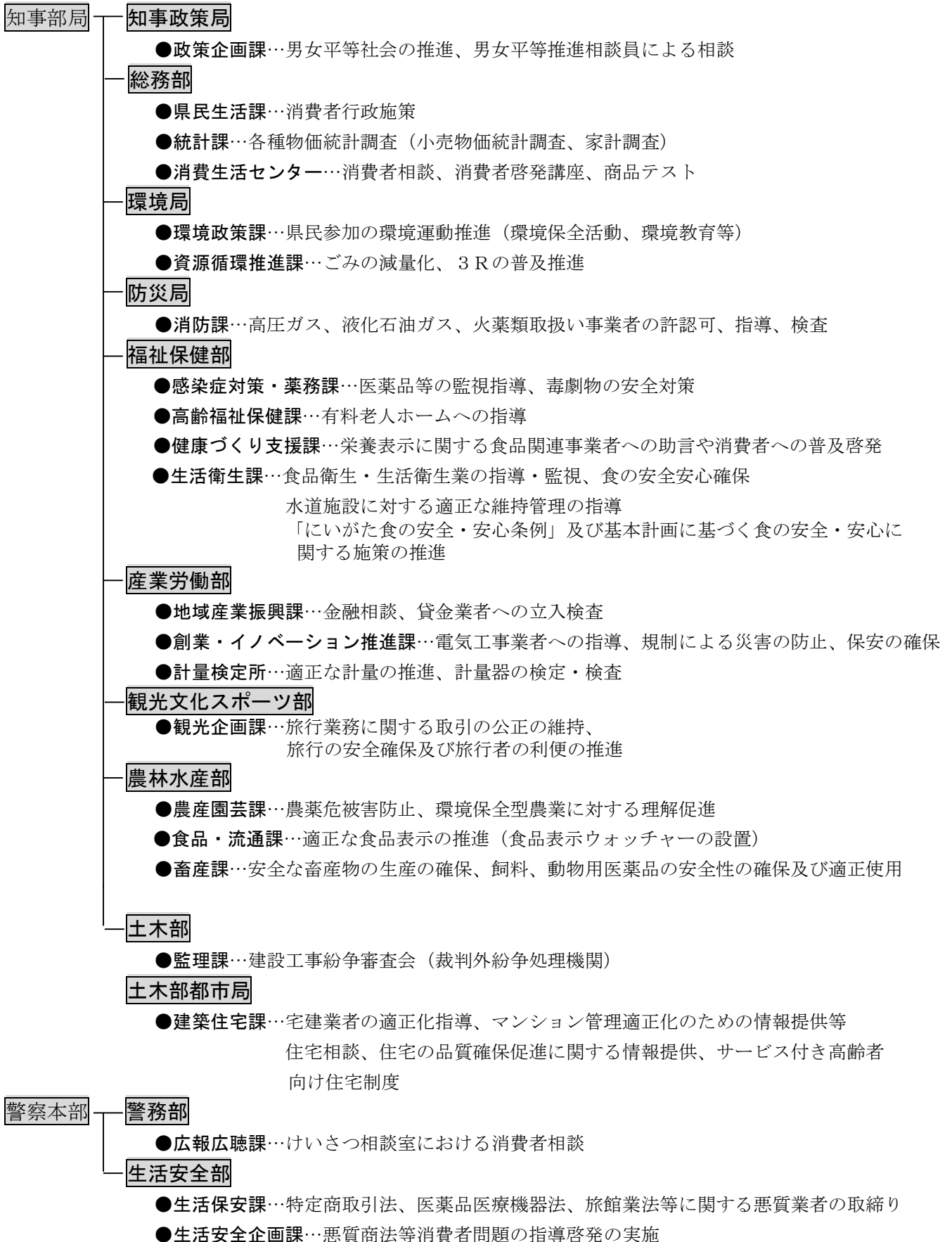
2 国・県・市町村の消費者行政推進体制（概略）

消費者から寄せられる苦情や相談に対して、国、県、市町村が対応し、連携して消費者行政の推進に取り組むこととしています。



3 消費者行政関連施策を実施している担当部局

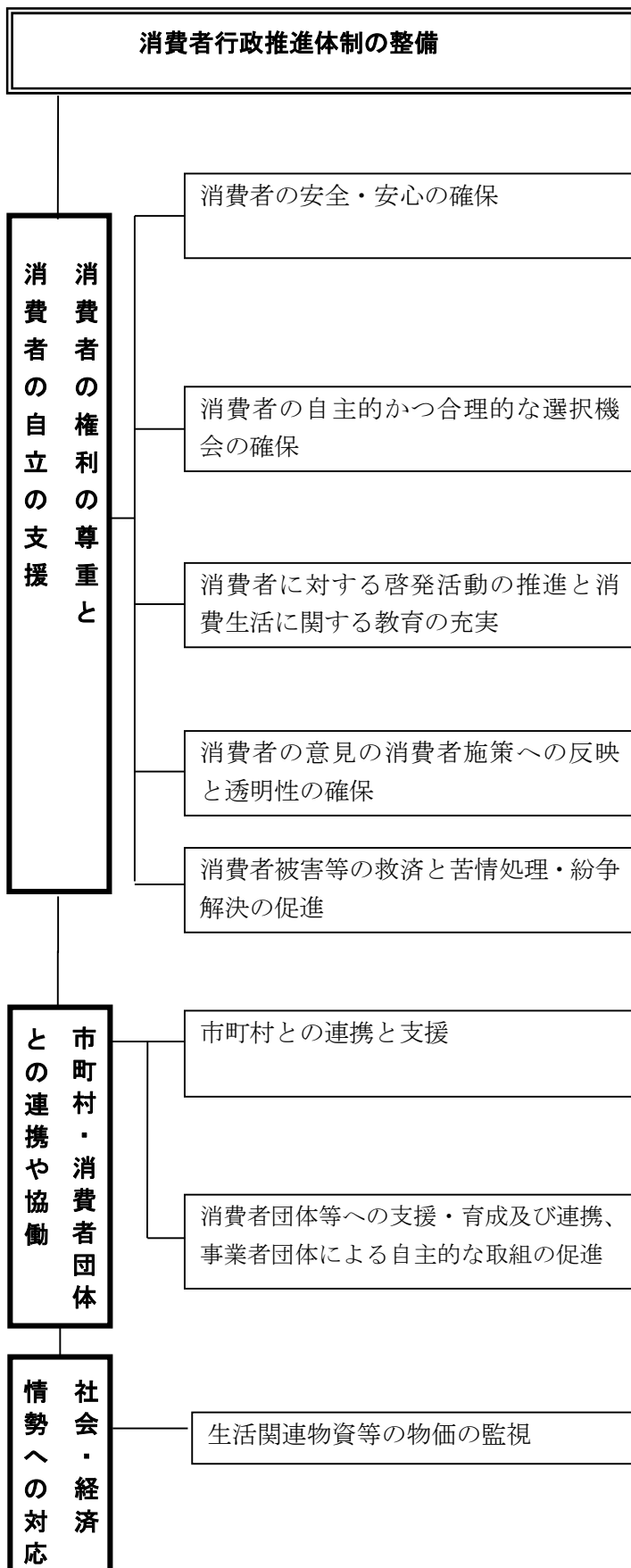
新潟県では、各部局で消費者の利益保護を図る施策を展開しています(具体的事業は第2章)。



4 県民生活課で展開している消費者行政施策

(1) 施策体系図

< 推進事項 >



< 主な事業 >

- 新潟県消費生活審議会
- 新潟県消費者苦情処理委員会
- 新潟県消費者行政総合対策会議
- 県消費生活センターの機能強化
- 市町村消費者行政関係会議
- 新潟県消費者行政総合対策会議（再掲）
- 食から持続可能な社会の形成を考える学習会
- 新潟県食の安全・安心審議会への参画
- 消費生活用製品等の安全確保
- 新潟県消費生活条例に基づく危害の防止
- 消費者志向経営の普及啓発
- 取引の適正化
特定商取引法、割賦販売法及び県条例に基づく指導等、不当取引行為調査員の設置
- 表示の適正化
景品表示法や県条例に基づく指導等
- 新潟県消費者教育推進地域協議会
- 食から持続可能な社会の形成を考える学習会（再掲）
- 消費者教育の推進（各種講座開催）
- 消費生活サポーター活用推進事業
- 新潟県消費生活審議会（再掲）
- 消費関連団体との意見交換会
- 新潟県消費者苦情処理委員会（再掲）
- 県消費生活センターにおける消費生活相談
- 多重債務相談会等各種相談会
- 全国消費生活情報ネットワーク（PIO-NET）の活用
- 市町村消費者行政強化事業
- 市町村ホットライン、市町村相談員等研修
- 市町村消費生活相談体制整備促進支援
- 多重債務相談会等各種相談会（再掲）
- 消費者安全確保地域協議会設置支援
- 消費生活協同組合の指導
- 新潟県消費者協会補助金
- 公正取引協議会のキャンペーンへの参加
- 食から持続可能な社会の形成を考える学習会（再掲）
- 消費者志向経営の普及啓発（再掲）
- 生活関連物資等の調査・把握等
- 物価情報の提供等

(2) 令和8年度消費者行政関係事業費予算

(単位：千円)

予算上の事業名 (〔 〕内は前頁の推進事項と対応)	R8年度 (当初) A	R7年度 (当初) B	増減 B-A	主な事業概要
消費生活審議会等開催費 〔消費者行政推進体制の整備〕	148	145	3	消費者問題に関し、審議するための審議会等を開催する。
消費生活行政等啓発費 〔消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保〕	112	118	△6	消費関係法令等に基づき、事業所等への指導・検査を実施する。
消費生活センター費 〔消費者への啓発活動の推進〕 〔消費者被害の救済・苦情処理〕	1,777	17,340	△15,563	県消費生活センターにおいて消費者相談、啓発講座、商品テスト等を実施する。 ※R8年度より、相談員人件費(5名)は「会計年度任用職員管理費」で計上
会計年度任用職員管理費 〔消費者への啓発活動の推進〕 〔消費者被害の救済・苦情処理〕	16,338	—	16,338	
消費者行政推進体制等強化事業 〔消費者被害の救済・苦情処理〕 〔市町村との連携・支援〕 〔消費者への啓発活動の推進〕	555	7,983	△7,428	若年層への消費者教育を充実し、市町村における消費生活相談窓口の機能強化を支援する。 ※R8年度より、相談員人件費(高度化・複雑化する相談への対応2名)は「県民生活課計上会計年度任用職員管理費」で計上
県民生活課計上会計年度任用職員管理費(政策時分) 〔消費者への啓発活動の推進〕 〔消費者被害の救済・苦情処理〕	6,706	—	6,706	
消費者行政強化事業 〔消費者行政推進体制の整備〕 〔消費者の安全・安心の確保〕 〔消費者への啓発活動の推進〕	17,133	21,032	△3,899	消費者行政強化交付金等を活用した事業を実施する。※詳細はP6参照 ・高齢者等の消費者被害防止のための啓発 ・消費者教育推進のための研修会・講座等 ・持続可能な社会の形成に関する広報啓発 ・多様な主体等との連携強化 など
市町村消費者行政強化事業 〔消費者行政推進体制の整備〕 〔市町村との連携・支援〕	27,142	44,708	△17,566	相談体制整備や啓発等を実施する市町村に対して、消費者行政強化交付金等を活用した補助金を交付する。
金融広報事業 〔消費者への啓発活動の推進〕	40	40	0	金融知識等の普及により消費者被害の防止を図る。
新潟県消費者協会補助金 〔消費者団体への支援・育成〕	2,325	2,500	△175	消費者の利益増進を図り消費者活動を推進するため、新潟県消費者協会の事業等に助成する。

消費者行政強化事業の内訳

(消費者被害防止)

事業・取組・予算額	内 容
消費生活サポーター活用推進 (7,433千円)	
地域における見守りの担い手の養成	(見守り・啓発の担い手の育成、資質向上) 身近な地域で消費生活相談や啓発活動などに加え、地域の見守りの担い手たりうる人材(消費生活サポーター)の養成講座の実施
消費生活サポーター活動支援	(見守り者の育成、資質向上) 消費生活サポーターのフォローアップ研修の実施や情報提供、広報誌の発行などを実施し、活動を支援する。
消費生活啓発講座コーディネート	(啓発・消費者教育の機会の拡充、見守りの情報提供) 講座の主催者の意向や受講者に応じて、講座内容や消費生活サポーター等の講師をコーディネートして派遣する。
関係者団体等と連携した啓発・注意喚起 (2,050千円)	(関係者団体等との連携強化) 事業者及び消費者に向けて、消費者志向経営等についての周知を図り、消費者被害防止につなげるため、関係団体と連携して取り組む。

(消費者教育の推進)

成年年齢引き下げに伴う、高校生への消費者教育強化 (3,180千円)	(若者への消費者教育推進) 令和4年の成年年齢引き下げに伴う若者への注意喚起や啓発活動の強化を行う。
持続可能な社会の形成を考える学習会 (526千円)	(啓発・消費者教育の機会の拡充) 食の安全安心について学び、自らの消費行動が社会、経済、環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、持続可能な社会の形成に向け積極的に参画する意識を醸成する学習会を開催
広報啓発 (3,350千円)	(消費者被害防止) マスコミ等を活用し、広く県民に被害防止を呼び掛ける。また啓発資料を作成し、イベントや出前講座等で配付し、消費者ホットライン188(いやや)等の啓発を図る。

(その他)

法施行強化 (198千円)	広報等資料の作成、研修参加費用
専門相談 (198千円)	新潟県消費生活センター相談員の弁護士相談費用
関係団体の会議参加 (198千円)	参加にかかる費用

第2章 新潟県における消費者行政 関連施策の概要

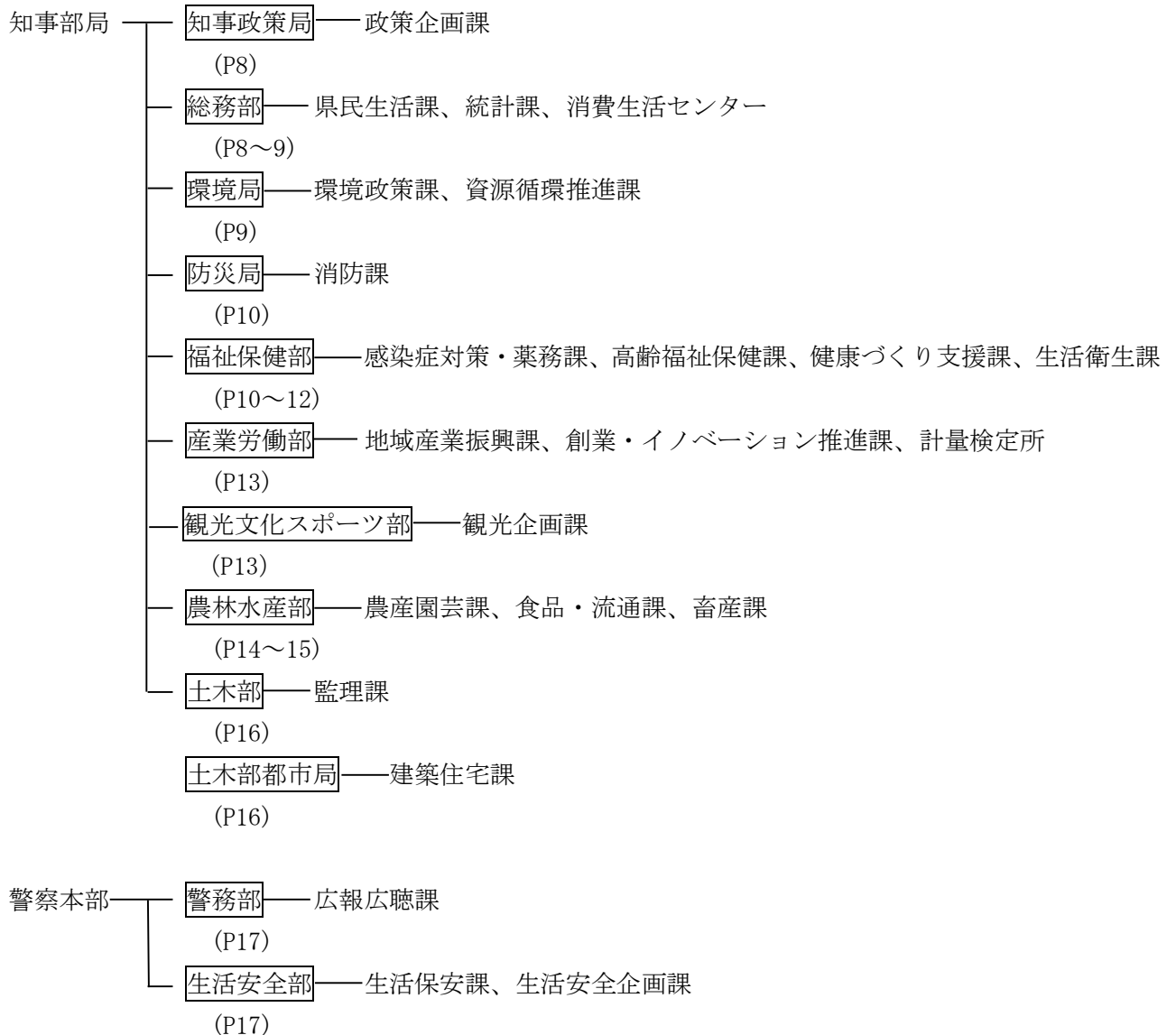
- 1 消費者行政関連施策の具体的施策
- 2 各事業一覧
- 3 相談先・情報提供先

1 消費者行政関連施策の具体的施策

消費者の契約等の消費行動に関する利益擁護の基本的枠組みは「消費者基本法」や、当県では「新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例」で定められ、当県民生活課 消費とくらしの安全室で施策の遂行に当たっている。また、消費者の利益擁護には様々な側面があるため、各法令や施策目的等に基づき、県の各部局担当課において、消費者の安全・安心、消費者利益の擁護に資する関連施策を遂行している。

※関連施策：各課で実施する事業の内、消費者の安全・安心等、消費者の利益に資すると考えられる事業

<消費者行政関連施策実施部局担当課>



※ページ番号は具体的施策掲載ページ

2 各事業一覧

(1) 知事政策局の関連事業

(予算:千円)

事業名		概要	事業費予算		所管課
			R7 当初	R8 当初	
男女平等社会の推進	男女平等推進 相談員配置事業	性別による差別的取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為に関する、県民・事業者からの相談に対応する。 根拠 : 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例	8,101	8,442	政策企画課

(2) 総務部の関連事業

(予算:千円)

事業名		概要	事業費予算		所管課
			R7 当初	R8 当初	
消費者行政の推進	消費者行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の啓発及び情報提供 消費者の苦情、相談の処理 消費者の危害防止及び取引等の適正化 消費者団体の育成 消費者行政強化交付金等を活用した事業など、消費者の利益擁護に当たる基本的な施策を推進する。 消費者教育の推進 	93,866	75,480	県民生活課 消費生活センター
物価統計調査及び公表	小売物価統計調査	小売価格、サービス料金等を調査し、これに基づき消費者物価指数、その他物価に関する資料を作成。各種経済施策の基礎資料とする。 なお、調査結果は国が公表する。 【調査地域】 (令和8年度調査) 新潟市、長岡市、糸魚川市、小千谷市、上越市	14,552	16,045	統計課
	家計調査	2人以上世帯及び単身世帯について、家計の実態を調査し、家計収支の分布と構造及び地域的差異を明らかにし、各種経済施策の基礎資料とする。 なお、調査結果は国が公表する。 【調査地域】 (令和8年度調査) 新潟市、長岡市、十日町市	25,625	29,542	統計課

事業名	概要	事業費予算		所管課
		R7 当初	R8 当初	
物価統計調査及び公表	<p>全国家計構造調査</p> <p>家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得る。昭和 34 年以來 5 年ごとに実施している調査であり、次回調査は令和 11 年度実施予定。</p> <p>調査結果は、国が公表する。</p> <p>【調査地域】</p> <p>(令和 6 年度調査) 県内全市及び聖籠町</p>	—	—	統計課

(3) 環境局の関連事業

(予算:千円)

事業名	概要	事業費予算		所管課
		R7 当初	R8 当初	
環境保全等	<p>県民参加の地域環境保全普及促進事業</p> <p>環境基本計画に掲げる「県民参加で環境保全を進める社会づくり」のため、環境保全活動や環境教育の計画的・体系的な推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟県環境会議の運営 環境学習会の実施 環境保全ポスターコンクールの実施 環境イベントの開催 <p>根拠：新潟県環境基本条例</p>	5,702	5,697	環境政策課
	<p>2050 新潟カーボンゼロチャレンジ事業</p> <p>2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、脱炭素型ライフスタイルへの転換につながる実践行動や意識改革のための普及啓発を実施する。</p> <p>根拠：新潟県脱炭素社会の実現に関する条例</p>	10,378	9,554	環境政策課
	<p>食品ロス削減等 3 R 普及推進費</p> <p>持続可能な循環型社会の形成に向けて、食品ロスの削減など 3 R の推進のための啓発や県民運動を行う。</p>	7,450	7,450	資源循環推進課

(4) 防災局の関連事業

(予算:千円)

事業名		概要	事業費予算		所管課
			R7 当初	R8 当初	
危険物の安全確保	高圧ガスによる事故防止事業	<p>高圧ガス・液化石油ガスについて、消費者の安全を確保するため、事業者への許認可や検査、指導等を行う。</p> <p>根拠：高圧ガス保安法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p>	1,384	1,488	消防課
	火薬類による事故防止	<p>火薬類について、消費者の安全を確保するため、事業者への許認可や検査、指導等を行う。</p> <p>根拠：火薬類取締法</p>	756	740	消防課

(5) 福祉保健部の関連事業

(予算:千円)

事業名		概要	事業費予算		所管課
			R7 当初	R8 当初	
医薬品等の安全確保	医薬品・化粧品等の監視指導	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性、安全性の確保のため、製造販売業者、製造業者及び販売業者等を対象に立入検査や指導を行う。</p> <p>根拠：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p>	1,123	1,060	感染症対策・薬務課
	毒物劇物安全対策事業	<p>・監視指導 毒物劇物の流通及び取扱いの適正化を図るため、毒物劇物登録業者等を対象に立入検査や指導を行う。</p> <p>根拠：毒物及び劇物取締法</p> <p>・基盤整備 毒物劇物による事故等不測の事態に対応するため、基盤整備（毒物劇物の分析方法の整備等）を行う。</p>	509	471	感染症対策・薬務課

事業名	概要	事業費予算		所管課
		R7 当初	R8 当初	
高齢者福祉の推進	<p>有料老人ホームを対象に、報告徴収や立入検査等を実施し、設置者に指導を行い、事業の適正化を図る。</p> <p>根拠：老人福祉法、新潟県有料老人ホーム設置運営指導指針</p>	2,281 の一部	2,251 の一部	国保・福祉指導課
		0	0	高齢福祉保健課
食品商品の安全確保	<p>栄養表示関係相談指導事業</p> <p>食品関連業者への適正な表示及び広告を推進するとともに、消費者等へ普及啓発を行う等、表示等制度の周知徹底を図る。</p> <p>根拠：食品表示法、健康増進法</p>	0	0	健康づくり支援課
安全確保	<p>a 食品衛生監視指導</p> <p>b 食品安全広域監視班活動事業</p> <p>食品に起因する事故の発生防止のため、食品衛生監視員(a)、食品安全広域監視班(b)により食品施設の監視指導や食品の検査、表示の点検を行う。</p> <p>根拠：食品衛生法 新潟県食品衛生法施行条例 等</p>	a 645 b 4,797	a 617 b 4,956	生活衛生課
	<p>食の安全・安心推進事業</p> <p>食の安全・安心を推進するため、食の安全に関する普及啓発活動を実施するほか、「新潟県食品衛生監視指導計画」に基づき、市場流通食品の収去検査を実施します。</p> <p>根拠： 食品衛生法 新潟県食品衛生法施行条例 にいがた食の安全・安心条例</p>	12,845	12,681	生活衛生課
HACCP 定着・検証強化事業	<p>食品衛生管理手法の国際標準である HACCP の定着・検証を強化するため、事業者向け研修会を開催するほか、定着・検証の支援や導入に向けた実践活動等を行います。</p> <p>根拠： 食品衛生法</p>	2,964	2,494	生活衛生課

事業名	概要	事業費予算		所管課	
		R7 当初	R8 当初		
食品 商品の 安全 確保	残留抗菌性 物質検査体 制整備事業	肉、乳、卵等の畜産物に動物用医薬品が残留していないかモニタリング検査を実施する。 根拠：食品衛生法	1,312	1,312	生活衛生課
	食鳥検査体 制整備事業	大規模食鳥処理場における食鳥検査の実施、異常鶏の精密検査及び認定小規模食鳥処理場の監視指導業務を実施する。 根拠：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	16,233	3,823	生活衛生課
	と畜場にお ける精密検 査	と畜場におけると畜検査及び病畜、異常畜の精密検査を実施する。 根拠：と畜場法	1,531	1,531	生活衛生課
	伝達性海綿 状脳症検査 体制整備事 業	と畜場でとさつ解体される牛のスクリーニング検査を実施する。 根拠：伝達性海綿状脳症検査実施要領	1,055	1,055	生活衛生課
衛 生 的 生 活 環 境 の 確 保	生活・建築 物環境衛生 業指導費	各営業施設又は特定建築物の監視指導又は立入検査を行う。 根拠：旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律	364	364	生活衛生課
	維持管理・ 基盤強化指 導	水道水の水質検査、施設の適正な維持管理の指導を行い、安全で衛生的な飲料水の供給を図る。 根拠：水道法等	681	2,043	生活衛生課

(6) 産業労働部及び観光文化スポーツ部の関連事業

(予算:千円)

事業名	概要	事業費予算		所管課	
		R7 当初	R8 当初		
事業活動の適正化を通じた消費者権利の擁護	貸金業立入検査	新潟県知事登録貸金業者に対して立入検査を実施し、貸金業の適切な運営を確保するとともに、資金需要者の利益保護を図る。 根拠：貸金業法	150	150	地域産業振興課
	新潟県金融相談電話	貸金業に関する苦情・相談にあたる。新潟県知事登録業者に対する苦情等に関しては、事実関係を確認し、指導を行う場合もある。	0	0	地域産業振興課
	新潟県貸金業関係三者連絡会	貸金業者の実態等に関する情報交換を行い、的確な実情の把握に努めるとともに、貸金業法施行に伴う事務処理上の問題点その他法の適正な運用を図るために必要な事項について協議する。 ※三者：新潟財務事務所、新潟県、新潟県警	0	0	地域産業振興課
	電気工事業の指導	電気工事業を営む者の登録やその業務の規制を行うこと等により、その業務の適正な実施を確保し、もって電気工作物の保安の確保に資する。 根拠：電気工事業の業務の適正化に関する法律 電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もって電気工事の欠陥による災害、事故の発生の防止を図る。 根拠：電気工事士法	506	820	創業・イノベーション推進課
	適正な計量の実施の指導及び計量器の検定・検査	適正な計量の実施を推進するため、計量器の検定や検査等を行う。また、事業者に対する計量の指導・普及啓発及び立入検査並びに県民に対する普及啓発を行う。 根拠：計量法	19,004	24,681	計量検定所
	旅行業指導	旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図る。 根拠：旅行業法	311	311	観光企画課

(7) 農林水産部の関連事業

(予算:千円)

事業名		概要	事業費予算		所管課
			R7 当初	R8 当初	
安全で安心な農作物等の提供	植物防疫総合推進事業	<p>農家等に対する農薬の安全使用を啓発するため農薬危被害防止運動等を実施する。</p> <p>農薬取締職員による農薬販売者への立入検査等を実施し、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図る。</p> <p>根拠：農薬取締法</p>	2,747	2,345	農産園芸課
	肥料検査費	<p>肥料に係る事業場に立入検査を行い、品質保全等のための適切な指導・措置を行う。</p> <p>根拠：肥料の品質の確保等に関する法律</p>	860	860	農産園芸課
食品流通の適正化・安定化	適正な食品表示推進事業	<p>食品表示法等に基づく適正な食品表示の徹底を図るため、食品表示ウォッチャーを設置し、監視体制を強化する。</p>	829	826	食品・流通課

(予算:千円)

事業名		概要	事業費予算		所管課
			R7 当初	R8 当初	
安全で安心な農作物等の提供	飼料安全確保強化事業	巡回指導等の実施により、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する制度の周知徹底を図り、安全な畜産物の生産を確保する。 根拠：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	135	135	畜産課
	動物薬事指導対策事業	動物用医薬品の適正使用の推進を図る。 根拠：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	143	143	畜産課
	畜産安心ブランド生産農場支援事業	HACCP方式による衛生管理手法を導入した畜産農場を「畜産安心ブランド生産農場」として認定するとともに、認定農場へ継続指導し、畜産物の安全性確保を図る。	400	400	畜産課

(8) 土木部及び土木部都市局の関連事業

(予算:千円)

事業名	概要	事業費予算		所管課
		R7 当初	R8 当初	
裁判外紛争処理機関	建設工事紛争審査会 建設工事の請負契約をめぐるトラブルの解決を図る準司法機関として、事件の内容に応じて、「あっせん」、「調停」、「仲裁」のいずれかの手続きに従って紛争の解決を図る。 根拠 ：建設業法	213 報酬単価 @9,700	213 報酬単価 @9,900	監理課
住宅等に 係る 消費者 権利の 擁護	宅地建物取引業者の適正化指導 宅地建物取引業者に対して指導等を行い、業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正を確保し、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図る。 根拠 ：宅地建物取引業法	0	0	建築住宅課
	マンションの適正管理 マンション管理組合又はマンションの区分所有者の求めに応じ、必要な情報の提供その他の措置を講じ、マンション管理の適正化に資する。 根拠 ：マンションの管理の適正化の推進に関する法律	0	373	建築住宅課
	サービス付き高齢者向け住宅制度 高齢者の居住の安定確保のため、バリアフリー構造等を有し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する住宅事業について、事業主の申請に基づき登録を行い、住宅を探している高齢者に情報を提供する。 根拠 ：高齢者の居住の安定確保に関する法律	0	0	建築住宅課
	住宅の品質確保の促進に関する情報提供 住宅の品質確保の促進、住宅購入者の利益の保護等に関する情報の提供を行う。 根拠 ：住宅の品質確保の促進等に関する法律	0	0	建築住宅課

(9)新潟県警察本部の関連事業

(予算:千円)

事業名		概要	事業費予算		所管課
			R7当初	R8当初	
相談対応	相談室における消費者相談	本部けいさつ相談室及び各署相談室において、消費者相談に対応する。			広報広聴課
悪質業者の取締	旅館業法等違反悪質業者の取締	旅館業法に違反する悪質な業者の取締り、検挙を行う。 根拠：旅館業法			生活保安課
	家畜伝染予防法等違反悪質業者の取締	家畜伝染予防法に違反する危険で悪質な業者の取締り、検挙を行う。 根拠：家畜伝染予防法			生活保安課
	医薬品医療機器等違反悪質業者の取締	無許可医薬品販売等、医薬品医療機器等に違反する危険で悪質な業者の取締り、検挙を行う。 根拠：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			生活保安課
	農薬取締法違反悪質業者の取締	無許可農薬販売等、農薬取締法に違反する危険で悪質な業者の取締り、検挙を行う。 根拠：農薬取締法			生活保安課
	特定商取引法違反悪質業者の取締	訪問販売、連鎖販売取引など、法令で指定する商取引について、違法で悪質な業者の取締り、検挙を行う。 根拠：特定商取引に関する法律			生活保安課
	不正競争防止法等表示・規格違反悪質業者の取締	原産地虚偽記載等、表示と内容が異なる誤認惹起行為違反等の違法、偽ブランド品、偽キャラクター商品、偽デザイン商品等の違法で悪質な業者の取締り、検挙を行う。 根拠：不正競争防止法、商標法、著作権法、意匠法等			生活保安課
	消費者啓発	悪質商法等に関する防犯広報の実施	悪質商法等の消費者問題を指導・啓発するため、警察本部及び警察署において、防犯広報を行う。		

3 相談先・情報提供先

消費者問題に関する相談先（担当課とは別の相談窓口）

相談事項	相談先	相談時間等
消費生活の契約トラブルに関する相談	新潟県消費生活センター (新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ) TEL: 025-285-4196	月～金曜日 9時～16時30分 土曜日 10時～16時 ※来所相談は予約制 ※土曜日は電話相談のみ ※毎月第4水曜日は相談受付休止
性別による差別的取扱い等に関する相談	新潟県男女平等推進相談室 (新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ) TEL: 025-285-6605	月～金曜日 11時～18時 土曜日 10時～17時 ※受付は終了の30分前まで ※12時30分～13時40分は受付休止
貸金業等に関する苦情相談	新潟県金融相談電話（地域産業振興課内） TEL: 025-285-6966	月～金曜日 8時30分～17時15分
消費者トラブル等に関する相談	けいさつ相談室 (新潟県警察本部広報広聴課内) TEL:025-283-9110(#9110)	月～金曜日 8時30分～16時30分 (祝日・年末年始を除く)
食品の安全に関する相談 食品営業に関する相談	各保健所	月～金曜日 8時30分～17時15分

情報提供 HP（下記情報提供 HP 以外の情報：新潟県ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/>）

情報項目	ホームページの表題	アドレス
消費者問題に関する全般	新潟県の消費生活	https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/consumer.html
食に関する情報	にいがた食の安全インフォメーション	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/syokuinfo/
環境に関する情報	環境にいがた	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kankyo/
農林水産に関する情報	新潟県農林水産部トップページ	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/norin/
住宅・建築に関する情報	建築住宅課トップページ	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/jutaku/
物価統計調査に関する情報	にいがた県統計ボックス	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/tokei/

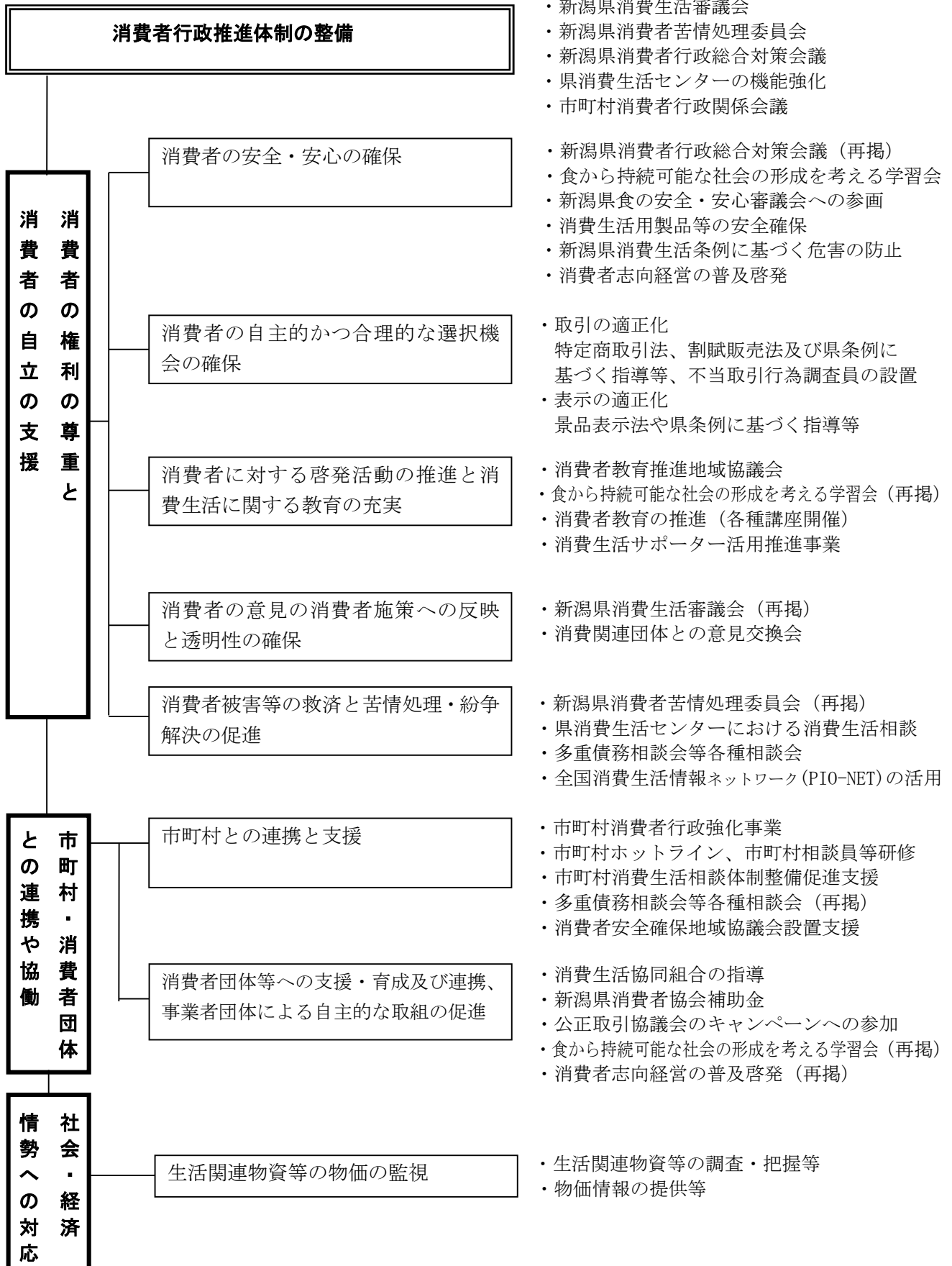
第3章 県民生活課・県消費生活センター における主要事業

- 1 施策体系図（4頁の再掲）
- 2 施策体系別の事業概要
- 3 主要事業の概要と事業実績

1 施策体系図（4頁の再掲）

< 推 進 事 項 >

< 主 な 事 業 >



2 施策体系別の事業概要

(1) 消費者行政推進体制の整備

県の消費者行政推進の総合調整等を行うための会議の設置や市町村との連絡会議を開催する。また、多様化・複雑化する消費生活相談へ対応するため、県消費生活センターの機能強化を図る。

○ 各種会議

名 称	概 要
新潟県消費生活審議会	消費者問題に関する知事の諮問機関。調査、審議、建議を行う。
新潟県消費者苦情処理委員会	消費者の苦情処理解決が著しく困難な場合に調停を行う。
新潟県消費者行政総合対策会議	消費者事故等への対応のため、庁内関係課との情報の共有化や連携・調整を図る。
市町村消費者行政関係会議	市町村の担当課との連絡会議、研修会を実施する。

(2) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

ア 消費者の安全・安心の確保

消費者の安全と安心を確保するため、安全を害する恐れがある製品や役務に関する情報の収集や提供に努め、庁内関係課と連携してリスクコミュニケーションの充実を図る。

特に消費者の関心が高い食の安全・安心については、県民を対象とした学習会等の開催による積極的な情報提供や啓発に努める。

- ・食から持続可能な社会の形成を考える学習会
- ・新潟県食の安全・安心審議会への参画（福祉保健部所管）

イ 消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保

商品購入や役務契約に際し、消費者と事業者の間の適正な取引を確保するとともに、消費者の自主的かつ合理的な選択が妨げられないようにするため、法律に基づき、取引や表示の適正化を図るため事業者指導等を行う。

・取引の適正化

特定商取引に関する法律や割賦販売法等の法律及び新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく事業者への指導等を通じて、取引の適正化を図る。

・表示の適正化

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）や条例に基づき、不当な表示や不当な景品提供を規制するとともに、関係各課と連携して様々な場で表示の啓発を図る。

ウ 消費者に対する消費生活に関する教育の推進と啓発活動の充実

学生から社会人、高齢者など対象者に応じて、「被害に遭わない、合理的な意思決定ができる自立した消費者」及び「よりよい社会のために行動する消費者」の育成に向けて、多様な主体と連携して取り組む。

- ・高校生、大学生、社会人向けの各種講座を開催する。
- ・地域における消費生活相談や啓発活動に加えて、高齢者等の見守りの担い手足りうる人材として活動する消費生活サポーターを養成する。
- ・高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者を見守る立場の民生委員や福祉関係者を対象とした啓発講座を実施。
- ・これらと併せて生活情報紙の発行やマスメディアを活用した広報等の情報発信を行う。
- ・新潟県金融広報委員会及び金融経済教育推進機構（J-FLEC）と連携して、よりよい消費生活を送るための消費者教育・金融教育の普及等により、健全で合理的な生活・家計運営の実現を図る。
- ・食の安全・安心について学び、自らの消費行動が社会、経済、環境に影響を及ぼしうることを自覚し、持続可能な社会の形成に向け積極的に参画する意識を醸成する学習会を開催する。

エ 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

消費生活に関する消費者や関係機関の意見を広く聞き、消費者施策への反映に努める。

- ・消費生活審議会、消費者教育推進地域協議会の開催
- ・消費者関連団体との意見交換等

オ 消費者被害等の救済と苦情処理・紛争解決の促進

多様化・複雑化する消費者被害等について、消費者被害の救済や苦情処理を行うとともに、全国消費生活情報ネットワーク（PIO-NET）を活用した相談機関の情報連携や住民への注意喚起を行う。

- ・県消費生活センターにおいて消費者の相談や苦情に応じ、国民生活センターや市町村消費生活センター等と緊密な連携を取りながら、迅速かつ効果的な処理に努める。
- ・相談状況から把握できる対象者ごとの消費生活トラブルの状況などをわかりやすく情報提供する。
- ・関係団体との連携による多重債務相談会等の実施

(3) 市町村・消費者団体との連携や協働

ア 市町村との連携と支援

地方消費者行政の現場は市町村であることを原則とし、県と市町村との連携や支援を図り、市町村の取組を支援する。

- ・消費者行政強化交付金を活用し、「新潟県消費者行政推進事業等補助金」により市町村の消費者行政強化の取組を支援

- ・市町村が行う消費者相談への支援のためのホットラインを県センターに設置
- ・市町村における相談窓口の整備を促進するため、県センター相談員による相談支援事業、「市町村消費生活相談体制整備促進支援事業」の実施や消費生活相談員研修を開催
- ・市町村と消費者問題に携わる関係団体等との連携により、被害防止や啓発等の取組を進めることができるよう支援

イ 消費者団体等への支援・育成及び連携、事業者団体による自主的な取組の促進

消費者に対する啓発や教育など消費生活の安定と向上を図るため、消費者団体の活動の支援や育成を行う。また、消費者の安全の確保などに関して、事業者自らによる適正な事業活動の確保を図るとともに、事業者の自主的な取組の促進について協力していく。

- ・消費者団体の育成や指導（新潟県消費者協会、消費生活協同組合）
- ・事業者団体との連携（各種事業者団体との意見交換、関連事業連携等）

(4) 社会・経済情勢への対応

生活関連物資等の物価の監視

生活関連物資について、消費者がうわさ等に惑うことなく適切な消費行動を行えるよう、正しい価格動向及び需給状況について情報提供を行うとともに不当な価格形成の防止に資する。

- ・生活関連物資等の価格動向の情報提供及び需給状況の調査・把握等

3 主要事業の概要と事業実績

(1) 消費者行政推進体制の整備

ア 新潟県消費生活審議会

- 目的 知事の諮問に応じ、消費生活の問題に関して、調査、審議し、必要な事項を建議する。
- 実績 令和8年3月16日(月)
【任期2年(R6.10.1~R8.9.30)】

委員名	所属	委員名	所属
遠藤 智子	新潟県弁護士会	青木 太華子	新潟県商工会議所連合会
山本 咲子	新潟大学	深見 一美	新潟県商工会連合会
横山 志保	(株)新潟日报社	水島 典子	北信越地区スーパーマーケット協会連合会
吉田 昌幸	上越教育大学	城戸 陽二	新潟県市長会 (妙高市長)
小澤 薫	新潟県立大学	仙海 直樹	新潟県町村会 (出雲崎町長)
高橋 令子	長岡市消費生活センター	川上 良一	公募委員
佐藤 麻耶子	新潟県生活協同組合連合会	笹川 正範	公募委員
堀江 千恵子	特定非営利活動法人新潟県消費者協会	佐藤 時子	公募委員
堀田 伸吾	消費生活ネットワーク新潟		

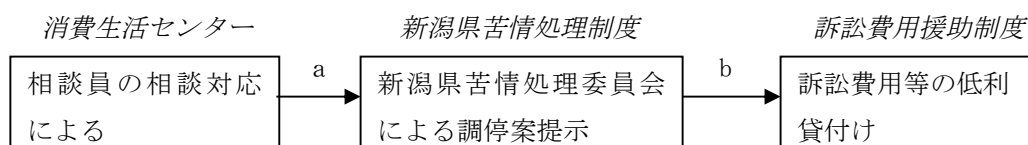
イ 新潟県消費者苦情処理委員会

- 目的 県において消費者苦情の解決に必要な措置を講じたが、その解決が著しく困難である場合、当委員会の調停に付して解決を図る。
- 手続 調停に付された場合、委員会は速やかに調停案を提示。当事者に調停の受諾を勧告する。
- 実績 令和7年度苦情処理委員会の開催はなかった。
【任期2年 (R6.10.1~R8.9.30)】

委員名	所属	委員名	所属
遠藤 智子	新潟県弁護士会	堀江 千恵子	特定非営利活動法人新潟県消費者協会
吉田 昌幸	上越教育大学	青木 太華子	新潟県商工会議所連合会
高橋 令子	長岡市消費生活センター	深見 一美	新潟県商工会連合会
佐藤 麻耶子	新潟県生活協同組合連合会		

【消費者苦情処理体制の整備】

【新潟県における消費者苦情解決のための制度】



主に相談による解決を図るが、不可能な場合、一定の要件で a→b となる。

【訴訟援助費用貸付金】

- 目 的 新潟県消費者苦情処理委員会の調停でも解決できなかった苦情が訴訟に発展した場合、要件を満たせば、苦情処理委員会の意見を聴いた上で訴訟に要する費用の無利子貸付を行う。
- 貸付金額
 - ・ 民事訴訟費用等に関する法律に規定する裁判所に納める費用
 - ・ 訴訟代理人に支払う手数料、報酬その他
 - ・ 知事が特に必要と認める費用(※これまで (S53～) 貸付け実績無し)

ウ 新潟県消費者行政総合対策会議（平成 22 年 6 月 7 日設置）

- 目 的 県民生活に重大な影響を与える消費者事故等への対応のため、庁内の情報の共有化や連携・調整等を図ることを目的とする。
毎年、消費者事故の報告体制について関係課との情報共有を図っている。
- 構 成 庁内 8 部局の関係課
- 実 績 <令和 7 年度> 文書による事故情報の共有
(5 月に令和 6 年度下半期発生分、12 月に令和 7 年度上期発生分を情報共有)

エ 市町村消費者行政関係会議（市町村との連携強化）

- 目 的 市町村の担当部局との連携を図るため、消費生活センター所長等会議を開催するほか、必要に応じて市町村担当職員会議も実施する。
- 実 績 <令和 7 年度>
 - ・ 市町村消費者行政担当者会議 令和 7 年 5 月 9 日（県施策の理解促進、市町村との連携促進）
 - ・ 市町村担当職員会議 令和 8 年 1 月 27 日（消費者行政強化交付金の説明）

(2) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

ア 消費者の安全・安心の確保

(ア) 食の安全・安心講演会

- 目 的 消費者の食に関する正しい知識の修得のため、平成 21 年度から食の安全・安心をテーマに学習会を開催。
- 実績・予定

平成 27 年度から食の安全・安心に関する事業者、生産者の取組について、現場を訪問し消費者としての知見を高める内容の学習会を実施。

平成 29 年度からは、食の安全・安心について学び、自らの消費行動が社会、経済、環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、持続可能な社会の形成に繋がるエシカル消費（倫理的消費）について理解を深める「食から持続可能な社会を考える学習会」を開催。

<令和7年度実績>

テーマ等		参加者	
1	「排熱を利用したバナナ栽培と食ロス削減やバナナ和紙づくりに取り組む循環型地域貢献」の取組/シモダ産業株式会社	40人	54人
	令和7年10月18日(土) 開催地: 柏崎市		
2	「おいしさ」に加え、体と心と地球に「やさしい」ブランド“Hana-well”の取組み/アクシアルリテイリング株式会社	14人	人
	令和7年11月8日(土) 開催地: 燕市		

(イ) 消費生活用製品等の安全確保

- 目的 商品の安全性を確保するため等に行われる規格表示に係る各種法律の運用を行い、消費生活における消費者の安全の確保を図る。
- 法律の運用 販売店舗に立入調査を行い、表示のない商品の販売を中止し撤去を指導する。

- ・町村に所在する店舗 → 県民生活課 消費とくらしの安全推進班が立入調査を実施
- ・市に所在する店舗 → 店舗が所在する市の消費者行政担当課が調査を実施

※聖籠町及び湯沢町については、県特例条例に基づき、立入権限を移管している。

(市は法定受託事務 H24.4.1~)

○ 各法律の目的及び規制

【消費生活用製品安全法】

- ・目的 消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止のため政令で指定した特定製品（乳幼児用ベッド等の指定13品目※）の販売を規制し、消費生活用製品の安全性の確保を図る。
※改正消安法施行（R8.7.8）後は15品目
- ・規制 基準を満たした証であるPSCマークを貼付していない特定製品については、販売をすることができない。

【電気用品安全法】

- ・目的 電気用品の製造、販売等を規制し、電気用品による危険及び障害の発生を防止する。
- ・規制 基準を満たした証であるPSEマークを貼付していない指定製品については、販売をすることができない。

【家庭用品品質表示法】

- ・目的 消費者の商品選択の重要な指標である品質に関する表示の適正化を図る。
- ・規制 表示事項・表示遵守事項が守られていない指定品目については、販売をすることができない。

イ 消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保

(ア) 取引の適正化

- 目的 商取引の適正化に関する各法律を運用し、適正な取引を推進し、消費者の利益に資する。
- 関係法令と実施内容

法令名	内容	県の対応							
特定商取引に関する法律（特商法）	訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引（マルチ）、特定継続的役務提供取引（学習塾等）、業務提供誘引販売（内職商法等）、訪問購入に基準を設け、取引の適正化、被害防止を図る。	①報告徴収・立入検査 ②業務改善の指示、業務停止命令 ①の結果、法令に違反する事実が明らかになった場合等に行う。							
法令名	内容	県の対応							
割賦販売法	<p>友の会や互助会等の割賦販売を実施する前払式特定取引事業に基準を設け、事業の適正化、被害防止を図る。</p> <p>県内事業者（R 8. 4. 1 現在）</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>友の会</td> <td>1 事業者</td> </tr> <tr> <td>互助会</td> <td>4 事業者</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5 事業者</td> </tr> </table> <p>※前払式特定取引</p> <p>2ヶ月以上かつ3回以上に渡って料金を前納し、事業者が提供する商品やサービスを入手する方法</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>クレジット会社等信用購入あっせん業者が行う後払式取引に対し一定の規制をすることにより事業の適正化、被害防止を図る。</p>	{	友の会	1 事業者	互助会	4 事業者	計	5 事業者	<p>○報告聴取、立入検査</p> <p>県内事業者に対し報告徴収、立入検査を実施し、事業形態を把握し、指導を行う。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○県内で訪問販売等を行う販売業者等に係る個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令、業務停止命令</p> <p>○上記販売業者等に対する報告徴収、立入検査</p>
{	友の会		1 事業者						
	互助会		4 事業者						
	計	5 事業者							
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	<p>主務大臣が指定した「会員権」の契約や解約に伴う基準を設け、会員権契約の適正化や被害防止を図る。</p> <p>【R2. 9. 30 現在の指定会員権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ会員権 	<p>①報告徴収、立入検査</p> <p>②業務改善の指示、業務停止命令</p> <p>※①の結果、改善の必要性があれば改善指示を行い、指示に従わない場合等、会員権契約の業務停止を命じる。</p>							

新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例	不当な取引行為を規定し、そのような行為を行った事業者に勧告を行うなどし、取引の適正化を図る。	①報告徴収、立入検査 ②業務改善の勧告 ③県民への情報提供 ※①の結果、必要があれば②③を行う。
----------------------	--	---

(イ) 表示の適正化

- 目的 広告等の表示は、商品選択の際に重要な要素となるものであることから、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)や県消費生活条例により、不当な表示を規制するなどし、消費者がより良い商品やサービスを安心して選べる環境をつくる。

○ 関係法令による対応

【景品表示法】

- ・ 消費者からの申出や関係各課や市町村との連携により、食品表示や広告表示などの表示違反事件を探知し、違反事業者に改善指導を行う。
- ・ パンフレット等の配布により違反事件の未然防止に努める。
- ・ 研修会等により違反事件の未然防止に努める。
- ・ 令和7年5月 新潟県漬物工業協同組合総会で景表法を説明(新潟市)

【令和7年度の県内における違反被疑事件数及び違反指導件数】

景品		表示		合計	
違反被疑数	違反処置数	違反被疑数	違反処置数	違反被疑数	違反処置数
0	0	18	3	18	3

【県消費生活条例第11条に基づく表示等基準】

- ・ 単位価格表示に関する基準(昭和54年10月2日設定)
商品包装の形態やサイズが多様化していることにもない、商品の単価重量や単位容量当たりの価格表示の基準を定め、推進することで、消費者の的確な商品選択に資する。

<p>店舗基準：300㎡以上の店舗に適用</p> <p>指定商品：県が指定した日用品9、加工食品31、生鮮食品8</p> <p>価格表示：指定商品は、基準単位当たりの価格表示をしなければならない。</p> <p>例) 生鮮食品 玉ねぎ100g単位で価格表示</p>
--

ウ 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

(ア) 消費者教育の推進

① 新潟県消費者教育推進地域協議会(平成27年3月24日設置)

- ・ 目的 消費者教育の相互的、体系的かつ効果的な推進に関して、構成員相互の情報交換及び調整を行う。
- ・ 構成 消費生活審議会委員及び専門事項に係る知見を有する新潟県小学校校長会、新潟県中学校校長会、新潟県高等学校校長協会
- ・ 実績 <令和6年度> 令和7年3月18日(火)

② 高校生のための消費生活講座

新潟県金融広報委員会（P29）及び J-FLEC と協力し、高等学校に講師を派遣し、在学中に 18 歳成年を迎える高校生を対象に、実践的な消費者教育のための出前講座を行う。

<令和 7 年度実績> 43 校 44 講座（その他、特別支援学校 5 校で 6 講座実施。）

③ 各種啓発講座の実施

新潟県消費生活センターでは、地域や学校への講師派遣、食品の簡易テスト講座等の実施を通して身近なサービスや商品を適正に選択、利用するための消費者教育を実施する。

<令和 7 年度実績>

講座名	概要	開催規模等
消費生活啓発講座	各地域、グループなどで自主的に取り組む講座や学習会への講師派遣 テーマ：悪質商法	・ 5 回 ・ 参加 147 人
簡易テスト講座	食品の性質を理解し、食品の扱い方や保存方法などを知り、適切な選択、利用ができるよう講座を開催する。	・ 1 回 ・ 参加者 8 人
消費者力アップ講座	消費者として暮らしに必要な知識や判断力等を身につける。	・ 2 回 ・ 参加者 80 人
大学・専門学校等での出前講座	悪質商法被害の未然防止のため、新入生や在校生を対象にした講座 テーマ：契約、相談事例	・ 3 校 3 回 ・ 参加者 608 人

④ 特別支援学校での啓発講座の実施

消費生活サポーターを特別支援学校へ派遣し、消費啓発講座を実施（県消費者協会へ委託）。

<令和 7 年度実績> 1 件

(イ) 消費生活サポーター活用事業

市町村の広報啓発事業への参画や各種啓発講座の講師、金融広報活動、消費生活相談などの担い手に加えて、地域における高齢者等の消費者被害防止のための見守りの担い手足りうる人材として、地域で活躍する消費生活サポーターを養成するとともに、サポーターのスキルアップのためのフォローアップ講座を実施する。

平成 26 年度以降は、サポーターの登録の少ない地域で重点的に養成を行っている。

・ サポーター登録者 277 人（R 8 年 3 月末日現在）

<令和 7 年度実績>

・ サポーター派遣：95 回 延べ 292 人派遣 延べ 1,642 人受講

・ 養成講座：南魚沼市、新潟市、上越市、オンデマンド（59 人受講）

(ウ) 消費者志向経営の普及

事業者が、消費者全体の権利・利益を尊重し、企業の社会的責任を重視した事業活動・経営を行う「消費者志向経営」について、県内事業者の理解を深めるため、また、事業者と消費者の信頼関係の構築のための双方向コミュニケーションの実践を通じてその効果を体験していただくためのセミナーを実施する。

<令和7年度実績>

日時・会場	事業者からの報告等	参加者	
10/9 メディア シップ (ハイブリッド形式)	○第1部 基調講演 「事業者と消費者でつくる持続可能な暮らし」(消費者庁) ○第2部 事業者報告 「お客様とともに取り組む環境活動」(株ウオロク)、 「人と環境に寄り添うリユース事業の歩み」(株ハードオフコーポレーション) ○グループワーク	41人	
12/16 メディア シップ (ハイブリッド形式)	○第1部 基調講演 「サステナブル・ラベルを活かす!伝える・選ぶヒント」 (日本サステナブル・ラベル協会) 「サステナブルな選択をするために必要なこと」 (適格消費者団体 消費生活ネットワーク新潟) ○第2部 事業者報告 「一滴の油からやさしさを広げる」(太陽油脂株) ○グループワーク	44人	85人

(エ) 金融経済に係る知識の普及

- 目的 健全で合理的な生活・家計運営の定着を図り、よりよい消費生活を送るため、中立・公正な立場から、金融経済に係る知識の普及を図る。
- 内容 新潟県金融広報委員会(事務局 日本銀行新潟支店内)と連携して、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動を行うとともに、ニーズにあった金融講習を実施する。

<新潟県金融広報委員会>

役 職	構 成 員
会 長	新潟県知事
副 会 長	日本銀行新潟支店長、財務省関東財務局新潟財務事務所長
委 員	金融機関、報道機関、商工団体、行政等(28人)

- ・小学生と保護者を対象とした「親子おかね教室」の実施(R7年度2回実施)
- ・日本FP協会新潟支部との共催での講演会(R7年度1回実施)
- ・講座・講習会(R7年度2回実施)

(オ) 広報誌、マスメディア等の活用による消費生活情報の提供や啓発

県民生活課消費とくらしの安全推進班、消費生活センターにおいて、消費生活問題のテーマ毎に消費者に対する情報提供や、成年年齢引き下げ等も踏まえた消費者トラブル防止への注意喚起、消費者ホットライン188の周知等を行っている。

① 広報誌の発行

○ 消費生活情報にいがた「くらしほっと」 年2回発行

消費生活に関する様々な情報を掲載

- ・ 主な配布先：市町村、公民館、地域包括支援センター、消費生活サポーター等
- ・ 配布部数：令和7年度 26,500部/回、令和8年度 26,500部/回予定

○ くらしの安全かわら版「きーつけなせや」 毎月発行（県HP掲載）

悪質商法や製品事故などの消費者トラブルに関するタイムリーな注意喚起情報等を掲載

- ・ 主な配布先：市町村、警察署、消費生活サポーター等
- ・ 配布部数：令和7年度 3,300部/回、令和8年度 3,300部/回予定

② マスメディアを活用した広報・啓発事業

○ テレビ放送 ※県広報番組枠

「県からのお知らせ」9回

○ ラジオ放送

「県からのお知らせ」8回 ※ 県広報番組枠

「ラジオスポット」民放2局：令和7年10月1日～12月31日（全51回放送）

○ 新聞掲載（新潟日報）

「県からのお知らせ」7回 ※県広報掲載枠

③ デジタル媒体を活用した広報・啓発事業

○ ウェブ広告配信

- ・ YouTube 広告（若者向け）

配信期間：令和8年2月27日～3月26日

- ・ Instagram リール広告

配信期間：令和8年3月15日～31日

○ 新潟駅設置のデジタルサイネージ（電子看板）

掲出場所：JR 新潟駅高架下・万代広場側バスターミナル

掲出期間：令和7年9月1日～9月30日

令和8年3月2日～3月31日

○ 映画上映前広告（シネアド）

放映地域：県内全7館

放映期間：令和7年12月19日～令和8年1月1日

令和8年3月6日～19日

④ 成年年齢引き下げに伴う周知・啓発事業

○ 高等学校等への周知啓発

- ・啓発ポスターの掲示
- ・啓発チラシ等の配付（保護者への情報提供含む）

⑤ その他の情報提供、啓発事業

○ 消費者月間

- ・新潟ユニゾンプラザ1階ホール内で相談窓口、被害防止などのパネル掲示、パンフレット配布により啓発
- ・5月の消費者月間に合わせて、横断幕・懸垂幕の掲示
- ・ほっとホット新潟（県広報番組）にて広報

エ 消費者被害等の救済と苦情処理・紛争解決の促進

(ア) 新潟県消費生活センターにおける消費生活相談の実施

○ 相談体制（令和8年4月1日現在）

- ・消費生活相談員7人

(イ) 多重債務相談等テーマ別相談会等の実施（令和7年度）

相談会等名称	実施概要	相談件数
多重債務無料相談会 (キャンペーン)	国のキャンペーンに応じ、県弁護士会、司法書士会、国、市町村や関係機関との連携により、県下時期を一にして多重債務相談会を開催（平成19年度～） ・時期：令和7年11月～12月 ・会場：8市町村（参加10市町村）	14
消費生活移動相談室	弁護士による消費生活相談会の開催 ・時期：上期 令和7年8月～10月 下期 令和7年1月～3月 ・会場：上期3市町村、下期1市町村	前期3 後期1
高齢者向け特別電話相談	9月、2月にそれぞれ2日間実施	20
若者向け特別電話相談	1月に2日間実施	1

(3) 市町村・消費者団体との連携や協働

ア 市町村との連携と支援

(ア) 新潟県消費者行政推進事業等補助金

国の交付金を活用し、市町村が行う消費生活相談窓口等の機能強化に関する事業に経費に対して、補助金を交付する。

- ・令和8年度市町村補助金予算額 23,599千円(18市4町3村 取組予定)

補助金交付事業実績

(単位：千円)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算 (当初)	49,445	44,244	46,636	40,464	38,694	44,708
決 算	40,664	38,136	31,568	32,739	31,544	35,302
実施団体数	29 団体 (20市6町3村)	26 団体 (19市4町3村)	28 団体 (20市5町3村)	26 団体 (18市5町3村)	28 団体 (20市5町3村)	26 団体 (18市5町3村)

※国交付金を原資とした補助金。なお、令和元年度までは新潟県消費者行政活性化基金（H21～26年度の国交付金を原資とした基金）残高も活用。

(イ) 「市町村ホットライン」

市町村の消費生活相談窓口業務の支援を行うため、市町村相談員等からの質問や相談等に対し、県消費生活相談員が専用電話により助言を行う。

<令和7年度実績> 受付件数 279回(3月末現在)

(ウ) 「市町村消費生活相談体制整備促進支援事業」

県消費生活センターにおける市町村相談員等の受け入れ研修や、市町村への県消費生活センター相談員の派遣研修を行い、市町村の消費生活相談体制（相談窓口等）の整備促進を支援する。

<令和7年度実績> 1団体（燕市）

(エ) 市町村の相談対応職員やセンター相談員等を対象とした主な研修事業

- ・県内消費生活センター等職員研修（令和7年度2回実施 参加者52人）

(オ) 消費者安全確保地域協議会設置支援事業

市町村や消費者関係団体などとの連携により、地域の実情に合わせた消費者行政推進事業の実施や、高齢者等の消費者被害防止見守りネットワークの構築、充実・強化に向けた市町村の取組を支援し、市町村の消費者行政の充実、強化を図る。

令和8年2月5日 新潟県高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク（新潟県消費者安全確保地域協議会）

イ 消費者団体等への支援・育成及び連携、事業者団体による自主的な取組の促進

消費生活協同組合、消費者団体の育成を図り、自主的な消費者の活動を支援・指導し、消費生活の安定及び向上を図る。

(ア) 消費生活協同組合の指導

- 施策方針 消費生活協同組合法に基づく指導検査を実施し、組合員に不利益が及ばないよう組合の健全な育成を図る。
- 指導検査を実施した組合数（1つの組合に対して5年で1回程度、定期的に調査を行う）
令和7年度：4組合
- 消費生活協同組合数（令和8年3月31日時点、休止中の組合除く）
21組合（連合会（1）、職域組合（8）、地域組合（12））

※ 消費生活協同組合一覧（組合員数：令和6年度期末時点、休止中の組合除く）

区分	組合名	設立	住所	組合員数
連合会	新潟県生活協同組合連合会	S39. 2. 17	新潟市中央区新光町 6-2	16 組合
職域	新潟県学校生活協同組合	S24. 5. 20	新潟市西区善久 739 番地 2	23, 411
	ニイガタ・生活協同組合	S30. 7. 13	新潟市東区岡山 1300	1, 587
	新潟県職員生活協同組合	S34. 5. 28	新潟市中央区新光町 4-1	13, 946
	新潟大学生生活協同組合	S38. 3. 18	新潟市西区五十嵐 2 の町8050	13, 217
	上越市職員生活協同組合	S51. 9. 1	上越市木田 1-1-3	1, 727
	新潟市職員生活協同組合	S63. 4. 1	新潟市中央区上大川前通 8 番町 1260 番地	7, 156
	新潟県立大学生生活協同組合	H8. 11. 15	新潟市東区海老ヶ瀬 471	1, 702
	新潟青陵大学・短期大学生生活協同組合	H9. 11. 25	新潟市中央区水道町1-5939	1, 805
地域	越生活協同組合	S25. 9. 25	糸魚川市大字越 135-2	26
	新潟市火災共済生活協同組合	S31. 12. 27	新潟市中央区米山 5-15-16	18, 088
	白根保健生活協同組合	S33. 2. 13	新潟市南区上下諏訪木770-1	11, 767
	新潟県総合生活協同組合	S37. 3. 1	新潟市中央区新光町 6-6	344, 429
	栄ガス消費生活協同組合	S40. 1. 25	三条市帯織 2677-1	3, 524
	新潟医療生活協同組合	S50. 2. 26	新潟市東区竹尾 4-13-3	40, 255
	新潟県民共済生活協同組合	S58. 3. 22	新潟市中央区幸西 1-1-20	441, 570
	生活協同組合コープデリにいがた	R4. 3. 21	新潟市西区流通 1 丁目 5-3	243, 660
	ながおか医療生活協同組合	H6. 11. 24	長岡市前田 1-6-7	10, 620
	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	H18. 2. 24	新潟市中央区鳥屋野 398-1	1, 546
	新潟ゆとり生活協同組合	H18. 7. 21	新潟市中央区上所上 1-11-31	13, 094
	生活協同組合バルシステム新潟ときめき	H29. 2. 20	新潟市西区山田 303-8	18, 857
	合計			

(イ) 消費者団体の育成

消費者団体が行う、消費者への注意喚起や情報提供、消費者の声を集め具体的な意見を表明するなどの自主的な活動について、事業費補助や情報提供など、必要な支援を行うことにより、消費者団体を通じた消費者の権利の確立、自立の支援を推進する。

【参考】新潟県消費者協会の現況

消費者の利益を増進し、県民生活の安定と向上を図るため、消費者に対し知識を普及し、公正な情報を提供するとともに、消費者の意向を行政及び業界に反映させる等の活動を行う。

・正会員 (12)

(R7. 3. 31 現在)

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した個人及び団体

団体名	会員数	団体名	会員数
柏崎市消費者協会	38	三条市栄消費者協会	33
新潟県魚沼市消費者協会	21	五泉市消費者協会	11
南魚沼市塩沢消費者協会	43	新潟市消費者協会 (5支部：新潟・新津・巻・白根・豊栄)	151
十日町市消費者協会	18	新発田市消費者協会	17
新潟県小千谷市消費者協会	22	村上市消費者協会	26
長岡市消費者協会	44	佐渡市朱鷺の会	20
		合計	444

・賛助会員 (62)

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(ウ) 関係団体等との連携による事業推進

- ① 消費生活サポーター活用推進事業 (再掲：P28 参照、県消費者協会に委託)
- ② 「食から持続可能な社会を考える学習会」
(再掲：P24 参照、新潟県生活協同組合連合会に委託)
- ③ 消費者志向経営普及啓発事業 (再掲：P29 参照、消費生活ネットワークに委託)

(4) 社会・経済情勢への対応

生活関連物資等の物価の監視

(ア) 生活関連物資等の価格及び需給状況の調査・把握等

- 目的 生活関連物資等の価格動向及び需給状況について調査・把握し、情報提供や物価対策に資することを目的とする。
- 内容 物価監視班を設置し、物価高騰時等の緊急時に農林物資や経済物資の価格などを調査する。(調査実施時に設置)
 - ・物価監視班
 - ・物資監視班長…総務部長を任命
 - ・総括監視員、物価監視員…県民生活課員を任命
 - ・物価監視班の任務 (新潟県物価監視班設置規程)

物価監視班出動の根拠	内容
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	法に基づき物資が指定された場合、その指定物資の価格動向や需給の状況、その保有状況を調査する。
国民生活安定緊急措置法	法に基づき物資の標準価格が指定された場合、その動向を調査する。
新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例	生活関連物資及び県で指定した物資について価格動向及び需給状況の調査をする。

※物価関連2法

①生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

指定物資の価格動向調査、指定物資の売惜しみ業者に対する売渡し指示・命令、立入調査

②国民生活安定緊急措置法

指定された物資の標準価格指定時に業者に対し標準価格での表示・販売を指示、立入調査

<県条例に基づく物価調査の実績>

○平成 19 年度…「新潟県中越沖地震」時における生活関連品目の物価調査の実施

(品目:キャベツ、レタス、ピーマン、豚肉、ガソリン、灯油、トイレットペーパー)

<任意聞き取り調査>

○平成 22 年度…「東日本大震災」時における生活関連物資の物価調査実施(ガソリン、灯油)

(イ) 物価情報の提供

○ 目 的 物価動向及び物価対策等についての認識を深め、物価問題に関する一般的理解が得られるよう消費者、消費者団体や事業者等に情報提供を行う。

○ 内 容 新潟県ホームページで物価に関する情報提供を行う。

(新潟県石油製品価格)

第4章 市町村における消費者行政

- 1 市町村の消費者行政窓口
- 2 市町村消費者行政の概要
- 3 消費者行政部署による「広報・啓発資料」の作成・配布状況
- 4 消費者行政部署による「講座・講演会等」の実施状況

1. 市町村の消費者行政窓口（令和8年4月1日現在）

市町村名	担当課等	電話番号	消費生活相談員数	令和8年度予算額 (千円)	令和7年度主要な事業状況	
		相談専用			※広報啓発資料配布種類	※講座講演会等実施回数
新潟市	市民生活課 消費生活センター	025-211-2390	9	43,578	11	79
		025-211-2370				
長岡市	市民課 消費生活センター	0258-32-0082	6	28,096	5	25
		0258-32-0022				
上越市	総務課 消費生活センター	025-525-2125	3	12,329	5	19
		025-525-1905				
三条市	市民窓口課市民総合窓口係 (市民・消費生活相談)	0256-34-5553	0	446	0	13
		-				
柏崎市	市民活動支援課生活安全係 消費生活センター	0257-21-2272	4	13,568	5	22
		0257-23-5355				
新発田市	市民生活課市民生活係 消費生活センター	0254-22-3030	4	5,039	8	3
		0254-28-9110				
小千谷市	市民生活課市民係 消費生活相談窓口	0258-83-3509	1	3,001	12	14
		-				
加茂市	商工観光課商工振興係 消費生活相談窓口	0256-52-0080	1	4,242	9	1
		0256-52-0134				
十日町市	市民生活課市民係 消費生活センター	025-757-3116	2	6,621	8	8
		025-757-3740				
見附市	市民税務課市民相談係 消費生活相談窓口	0258-62-1700	2	3,817	1	5
		-				
村上市	福祉課総合相談室 消費生活センター	0254-75-8941	2	7,038	3	17
		-				
燕市	市民課市民生活相談係 消費生活相談窓口	0256-77-8302	0	131	2	1
		-				
糸魚川市	市民生活課環境生活係 消費生活相談窓口	025-552-1511	1	3,592	0	14
		-				
妙高市	環境生活課生活・交通グループ 消費生活相談窓口	0255-74-0032	1	3,801	2	0
		0255-74-0042				
五泉市	商工観光課商工係 消費生活センター	0250-43-3911	1	2,775	1	4
		0250-47-4578				

市町村名	担当課等	電話番号	消費生活相談員数	令和8年度予算額 (千円)	令和7年度主要な事業状況	
		相談専用			※広報啓発資料配布種類	※講座講演会等実施回数
阿賀野市	市民生活課相談係 消費生活相談窓口	0250-62-2510	1	3,492	1	0
		-				
佐渡市	市民課消費者行政係 消費生活センター	0259-57-8143	1	3,580	17	19
		-				
魚沼市	市民課市民相談係 市民相談センター	025-792-8844	1	4,101	5	1
		-				
南魚沼市	産業課産業交流班 消費生活センター	025-773-6665	2	7,976	5	4
		025-772-2541				
胎内市	商工観光課商工振興係 消費生活相談窓口	0254-43-6111	1	2,423	4	11
		-				
聖籠町	町民課町民サービス係 消費生活センター	0254-27-2111	1	3,940	4	6
		0254-27-1958				
弥彦村	住民福祉課住民医療係	0256-94-3132	0	82	3	0
		-				
田上町	町民課住民係	0256-57-6115	0	390	1	1
		-				
阿賀町	まちづくり観光課観光商工係	0254-92-4766	0	30	2	1
		-				
出雲崎町	町民課町民係	0258-78-2294	0	168	2	1
		-				
湯沢町	町民課町民窓口係	025-784-3453	0	33	1	0
		-				
津南町	税務町民課町民班	025-765-3113	0	57	0	2
		-				
刈羽村	産業政策課	0257-45-3913	0	145	3	0
		-				
関川村	総務課総務班	0254-64-1476	0	450	1	0
		-				
粟島浦村	産業振興課商工観光係	0254-55-2111	0	0	0	0
		-				
合 計			44	164,941	121	271

※市町村別の内訳（詳細）は項目3（p40～45）4（p46～48）のとおり

2. 市町村消費者行政の概要（令和8年4月1日現在）

(1) 消費者行政担当部署の状況

担当部署	市町村数	構成比(%)	市町村内訳			相談員のいる市町村
			市	町	村	
消費行政専管部署 (消費生活センター)	12(12)	40	11(11)	1(1)	0(0)	新潟、長岡、上越、 柏崎、新発田、十日町、 村上、五泉、佐渡、 魚沼、南魚沼、聖籠
住民、福祉、環境関係課	12(5)	40	7(5)	4(0)	1(0)	小千谷、見附、糸魚川、 妙高、阿賀野
総務関係課 企画、まちづくり関係課 商工、産業関係課	6(2)	20	2(2)	1(0)	3(0)	加茂、胎内
計	30(19)	100	20(18)	6(1)	4(0)	

※ ()内は相談員(常勤・非常勤・委託は問わない)がいる市町村内数

※ 四捨五入の関係で構成比の合計が100.0%にならない場合がある。

(2) 令和8年度当初予算の状況

区分	予算措置 なし	5万円 未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 30万円未満	30万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円 以上	計
市	0	0	0	1	1	0	18	20
町	0	2	1	1	1	0	1	6
村	1	0	1	1	1	0	0	4
計	1	2	2	3	3	0	19	30
構成比	3.3%	6.7%	6.7%	10.0%	10.0%	0.0%	63.3%	100.0%

※ 令和8年度市町村当初予算計 164,941千円(対前年度比90.6%)

※ 四捨五入の関係で構成比の合計が100.0%にならない場合がある。

(3) 担当職員数の状況

区分	2人以下	3人	4人以上	計	職員総数
市	3	4	13	20	102(43)
町	4	1	1	6	15(1)
村	3	0	1	4	9(0)
計	10	5	15	30	126(44)

※ 消費者行政を担当する管理職、非常勤職員、消費生活センター相談員を含む。

※ 職員総数の()内は相談員数(内数)

(4) 事務分掌の有無

区分	事務分掌に明記されている		事務分掌に明記されていない	
	市町村数	区分別比率 (%)	市町村数	区分別比率 (%)
市(20)	20	100	0	0
町(6)	6	100	0	0
村(4)	4	100	0	0
計(30)	30	100	0	0

※ 事務分掌に消費者行政が明記されている比率

3. 消費者行政部署による「広報・啓発資料」の作成・配付状況（令和7年度実績）

No.	市町村名	資料の名称	分類		広報資料の内容	調達方法			配付先	配布部数
			被害防止注意喚起	その他の情報提供等		自前で制作	既存資料を購入・活用	既存資料の場合、制作者等の名称		
1	新潟市	小学生も消費者！ぼくたち、わたしたちのくらしを考えよう	○		消費者トラブルの事例を説明し注意喚起エシカル消費について		○	東京法規出版	こども消費者学習に申込み講座開催の小学6年生と教師、講師等へ配付	556
2	新潟市	考えよう！私たちの消費生活	○		消費者トラブルの事例、インターネット等についての説明で注意喚起		○	東京法規出版	中学生向け出前くらしのテスト教室を申込み講座開催の中学生と教師、講師等へ配付	438
3	新潟市	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン	○		高齢者被害防止のリーフレット		○	東京都消費生活総合センター（関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン）	市内の地域包括支援センター、社協等へ配付 出前講座で配付	2,676
4	新潟市	caution-コーション	○		学ぶオトナの消費者力		○	新潟県県民生活課・新潟県消費生活センター	出前講座で配付	60
5	新潟市	SNSをきっかけにした詐欺被害の債務整理について	○	○	債務整理について	○			出前講座で配付	163
6	新潟市	消費生活センターリーフレット	○	○	センター業務内容、開設時間等案内	○			出前講座で配付、窓口に設置	2,395
7	新潟市	消費生活センターニュースくらしゆうゆう通信2024年1号	○	○	最近多い相談事例、消費生活センターからのお知らせ、生活関連物資の小売価格変動結果等	○			包括支援センター、居宅介護事業所等へ配付、窓口に設置	970
8	新潟市	消費生活センターニュースくらしゆうゆう通信2024年2号	○	○	最近多い相談事例、消費生活センターからのお知らせ、生活関連物資の小売価格変動結果等	○			包括支援センター、居宅介護事業所等へ配付、窓口に設置	970
9	新潟市	消費生活相談の概要	○	○	新潟市の相談所状況	○			出前講座で配付	287
10	新潟市	家計管理		○	グループワーク資料	○			出前講座で配付	60
11	新潟市	悪質な訪問販売お断りステッカー	○		訪問販売抑止（玄関に貼るステッカー）		○	新潟県	出前講座で配付	487
12	長岡市	わたしたちの暮らしと買い物		○	小学生向け消費者教育パンフレット		○	株式会社 社会保険出版社	小学校へ配布	2,356
13	長岡市	親子で学ぼう！お金のえほん		○	親子でお金について楽しく学ぶ絵本		○	株式会社 チャイルド本社	児童館へ配布	66
14	長岡市	デジタル消費生活 安全のポイント	○		若者向け消費者教育小冊子		○	株式会社 東京法規出版	大学へ配布	360
15	長岡市	SNSをきっかけにした消費者トラブルにご注意ください	○		若者向け消費者教育小冊子		○	株式会社 東京法規出版	大学、専門学校に配布	460
16	長岡市	消費者力でトラブル回避！	○		若者被害防止啓発カード	○			大学へ配布	360
17	長岡市	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン	○		高齢者被害防止啓発リーフレット		○	東京都消費生活総合センター（関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン）	コミュニティセンター、老人クラブ等に配布	1,260
18	長岡市	関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン	○		若者被害防止啓発リーフレット		○	東京都消費生活総合センター（関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン）	大学、専門学校に配布	460
19	上越市	事業のあらし		○	上越市消費生活センターの事業概要をまとめた小冊子	○			関係機関へ配布	20
20	上越市	くらしの豆知識2025年版	○	○	暮らしに役立つ情報とトラブル解決法		○	独立行政法人 国民生活センター	関係機関へ配布	60
21	上越市	関東甲信越ブロック若者悪質	○		若者被害防止リーフレット		○	東京都消費生活総合センター（関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン）	市内事業所の新入社員に配布	150
22	上越市	関東甲信越ブロック若者悪質	○		若者被害防止リーフレット		○	東京都消費生活総合センター（関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン）	中学2年生、3年生へ配布	260
23	上越市	高齢者の悪質商法被害防止	○		高齢者被害防止のリーフレット		○	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン	民生委員・児童委員に配布	133

No.	市町村名	資料の名称	分類		広報資料の内容	調達方法			配付先	配布部数
			被害防止注意喚起	その他の情報提供等		自前で制作	既存資料を購入・活用	既存資料の場合、制作者等の名称		
24	上越市	地域で高齢者を見守るためのハンドブック	○		高齢者被害防止のリーフレット		○	新潟県	社会福祉法人上越市社会福祉協議会に配布	40
25	上越市	その申込み、定期購入ではありませんか(見守り新鮮情報第487号)	○		高齢者被害防止のリーフレット		○	独立行政法人国民生活センター	地域包括支援センターへ配布	30
26	上越市	怪しい通販サイトにご注意(見守り新鮮情報第515号)	○		高齢者被害防止のリーフレット		○	独立行政法人国民生活センター	地域包括支援センターへ配布	30
27	上越市	事例で学ぶ消費者トラブル対策BOOK	○		暮らしに役立つ情報とトラブル解決法		○	(株)東京法規出版	消費生活サポーターへ配布	50
28	上越市	悪質な訪問販売お断りステッカー	○		玄関に貼るステッカー	○			地域包括支援センター等関係機関へ配布	80
29	上越市	消費生活情報にいがた「らしほっと」No.94 新春号	○		消費生活に役立つ情報や相談事例を紹介する冊子		○	新潟県県民生活課	町内会へ配布	25
30	上越市	訪問購入にはルールがあります	○		高齢者被害防止のリーフレット		○	消費者庁	町内会へ配布	25
31	柏崎市	悪質商法にご用心！(クリアファイル)	○	○	悪質商法の注意喚起、センター利用案内	○			出前講座等で配布	400
32	柏崎市	消費生活センター利用案内(マグネット)		○	消費生活センター利用案内	○			出前講座や街頭啓発活動で配布	600
33	柏崎市	高齢者の悪質商法被害防止には みんなでみまもるあにまる(リーフレット)	○		高齢者向け悪質商法被害防止		○	県消費生活センター(関東甲信越ブロック共同キャンペーン)	出前講座や街頭啓発活動、関係機関に配布	600
34	柏崎市	みんなで防ごう！悪質商法にレドカード！！(リーフレット)	○		高齢者向け悪質商法被害防止		○	県消費生活センター(関東甲信越ブロック共同キャンペーン)	出前講座や街頭啓発活動、関係機関に配布	400
35	柏崎市	消費生活センターをご存知ですか？・還付金詐欺に注意(チラシ)	○	○	消費生活センターの周知及び特殊詐欺・悪質商法の注意喚起	○			出前講座や健康診断会場で配布	600
36	柏崎市	コーション	○		若者向け消費者被害防止		○	新潟県県民生活課・新潟県消費生活センター	市内大学や専門学校に配布	300
37	新発田市	親子で学ぶ小学生のインターネット・トラブル	○		被害者にも加害者にもならないよう、小学生にありがちなネットのトラブルについて。保護者が注意すべき点について		○	(有)自然社	市内の全小学6年生に配布	792
38	新発田市	気をつけて！悪質業者は若者を狙っています！	○		若い世代の消費者向けに、消費生活の基礎知識から悪質商法や詐欺の被害に遭わないための対策情報について		○	株東京法規出版	市内大学、短期大学校に配布	230
39	新発田市	関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止キャンペーン	○		若者向け消費トラブルに関する注意喚起		○	県消費生活センター	市内大学、短期大学校に配布	230
40	新発田市	高齢者のみなさんへ悪質商法があなたを狙っています！	○		高齢者を狙った悪質商法の手口や対策について		○	株東京法規出版	老人クラブ連合会に配布	500
41	新発田市	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン	○		高齢者向け消費トラブルに関する注意喚起		○	県消費生活センター	大規模店舗に配布	100
42	新発田市	関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止キャンペーン	○		若者向け消費トラブルに関する注意喚起		○	県消費生活センター	大規模店舗に配布	100
43	新発田市	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン	○		高齢者向け消費トラブルに関する注意喚起		○	県消費生活センター	出前講座等で配布	75
44	新発田市	関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止キャンペーン	○		若者向け消費トラブルに関する注意喚起		○	県消費生活センター	出前講座等で配布	35
45	小千谷市	消費生活情報にいがた らしほっと No.93	○	○	消費者トラブル等への注意喚起、時の話題のチラシ		○	新潟県県民生活課	市施設で配布	100
46	小千谷市	消費生活Web相談		○	新たに始めた消費生活web相談の案内チラシ	○			全町内で回覧、学校等で配信	1,270
47	小千谷市	デジタル消費生活 安全のポイント	○		消費者トラブルに関する注意喚起		○	東京法規出版	市内イベントで配布	100

No.	市町村名	資料の名称	分類		広報資料の内容	調達方法			配付先	配布部数
			被害防止 注意喚起	その他の 情報提供 等		自前で制作	既存資料を 購入・活用	既存資料の場合、 制作者等の名称		
48	小千谷市	気づいてつないで守る 高齢者の消費者トラブル	○		消費者トラブルに関する注意喚起		○	東京法規出版	研修会で配布	100
49	小千谷市	契約とお金のルール	○		学生の消費者トラブルに関する注意喚起		○	東京法規出版	市内学校で配布	400
50	小千谷市	SNSをきっかけにした消費者トラブルにご注意ください		○	若年者へ向けたSNSをきっかけにした消費者トラブルに関する注意喚起		○	東京法規出版	市内企業・団体へ配布	100
51	小千谷市	消費生活出前講座案内チラシ		○	出前講座の実施に関する案内	○			市内学校、企業・団体等へ配布	50
52	小千谷市	オトナ消費者へステップアップ!	○	○	成年年齢に達する際の意識啓発と消費者トラブルに関する注意喚起		○	東京法規出版	市内総合支援学校で配布	20
53	小千谷市	ミニBOXティッシュ(消費者)	○		高齢者の消費者トラブルへの注意喚起		○	東京法規出版	講座で配布	120
54	小千谷市	消費者トラブルに気をつけよう!	○		高齢者の消費者トラブルへの注意喚起	○			講座で配布	120
55	小千谷市	消費生活情報にいがた くらしほっと No.94	○	○	消費者トラブル等への注意喚起		○	新潟県県民生活課	市施設で配布	100
56	小千谷市	悪質商法被害防止リーフレット	○		悪質商法の注意喚起		○	新潟県消費生活センター	市施設で配布	100
57	加茂市	消費生活情報第157号	○		電気やガスの訪問販売について	○			市内全戸配布	10,000
58	加茂市	消費生活情報第158号	○		電話勧誘販売について	○			市内全戸配布	10,000
59	加茂市	消費生活情報第159号	○		消費生活相談窓口について	○			市内全戸配布	10,000
60	加茂市	小学生もみんな消費者	○		小学生向け消費生活ガイドブック	○	○	(株)東京法規出版	市内小学生配布(5、6年生)	350
61	加茂市	中学生のかしこい消費生活	○		中学生向け消費生活ガイドブック	○	○	(株)東京法規出版	市内中学生	550
62	加茂市	オトナ消費者へステップアップ	○		高校生向け消費生活ガイドブック	○	○	(株)東京法規出版	市内施設	100
63	加茂市	詐欺被害防止読本	○		あなたも詐欺に狙われている	○	○	日本データ通信協会	市内回覧	1,400
64	加茂市	詐欺メール対策リーフレット	○		そのメール、詐欺カモ!?	○	○	日本データ通信協会	市内回覧	1,400
65	加茂市	エコバッグ、ボールペン		○	188(イヤヤ)の周知用グッズ	○			窓口、市内各施設、市内大学等	300
66	十日町市	消費生活センターから注意喚起情報	○		通話録音装置の貸出し及び国際電話詐欺への対策について	○			市報掲載、全世帯	19,600
67	十日町市	消費生活センターから注意喚起情報	○		ネット広告がきっかけの通販トラブルについて	○			市報掲載、全世帯	19,600
68	十日町市	消費生活センターから注意喚起情報	○		迷惑電話対策窓口「でんわんセンター」について	○			市報掲載、全世帯	19,600
69	十日町市	消費生活センターから注意喚起情報	○		高齢者の悪質商法被害防止について	○			市報掲載、全世帯	19,600
70	十日町市	消費生活センターから注意喚起情報	○		SNSの電子広告をきっかけとする通販トラブルについて	○			市報掲載、全世帯	19,600
71	十日町市	消費生活情報にいがた くらしほっと	○	○	消費者トラブル等への注意喚起ほか		○	新潟県	市内関係機関へ配付	300

No.	市町村名	資料の名称	分類		広報資料の内容	調達方法			配付先	配布部数
			被害防止 注意喚起	その他の 情報提供 等		自前で制作	既存資料を 購入・活用	既存資料の場合、 制作者等の名称		
72	十日町市	新潟くらしの安全かわら版「きーつけなせや」	○	○	消費者トラブル等への注意喚起ほか		○	新潟県	市内関係機関へ配付	300
73	十日町市	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン	○		高齢者の悪質商法被害防止		○	県消費生活センター	市内関係機関へ配付	300
74	見附市	暮らしの豆知識'26	○	○	消費者トラブルの事例、対応策についての説明、相談先の周知		○	国民生活センター	市民向け悪質商法防止講座の受講者に配布	150
75	村上市	悪質商法は、ネコをかぶってやって来る	○		ウマイ話には裏があるカモ・・・！悪質商法の事例紹介		○	県消費生活センター	出前講座で配布	162
76	村上市	クリアファイル(黄色)		○	相談窓口の周知		○		出前講座で配布	480
77	村上市	新潟くらしの安全かわら版「きーつけなせや」	○	○	消費者被害の情報提供		○	新潟県県民生活課	市内施設、ネットワーク会議での配布	400
78	燕市	知らなかったでは許されない！オンラインカジノ/闇バイト	○		「オンラインカジノ」と「闇バイト」を例に、犯罪のリスクから身を守るための対処法や注意を促すもの	○			「二十歳のつどい」参加者	800
79	燕市	国・県等から届いた消費生活関連のパンフレットやポスター	○		年間を通して、国・県等から届いた消費生活関連パンフレット・ポスターを市内各施設に配付・掲示し、注意喚起を図る		○	国・県等	市役所庁舎や市内各施設	-
80	妙高市	悪質商法被害防止チラシ	○		悪徳商法被害防止		○	新潟県消費生活センター	交通安全週間に実施した指導所や店舗前での啓発活動時に配布	120
81	妙高市	悪質商法被害防止チラシ	○		悪徳商法被害防止		○	新潟県消費生活センター	地域の防犯講座にて配布	30
82	五泉市	こんなときは五泉市消費生活センターへ(毎月広報ごせんに掲載)	○		消費者トラブルへの注意喚起	○			市内全世帯	16,800
83	阿賀野市	「悪質商法はうそつきで撃退」リーフレット	○		消費者トラブルの防止、相談先の周知		○	(有)自然社	消費者トラブル啓発地区配布及び街頭配布等	2,000
84	佐渡市	啓発用 ポールペン 消費生活センター名と電話番号入り		○	相談窓口である佐渡市消費生活センターの電話番号を周知するポールペン	○			出前講座、消費生活講座参加者など	600
85	佐渡市	啓発用 ポケットティッシュ 封入チラシにイヤヤンのイラスト使用		○	相談窓口である佐渡市消費生活センターと消費者庁「188」の電話番号、及び受付時間等を周知するポケットティッシュ	○			出前講座、20歳のつどい、年金支給日啓発街頭配布など	500
86	佐渡市	啓発用 ポケットティッシュ 事務所が移転しました		○	佐渡市消費生活センターの事務所移転及び佐渡市消費生活センターと消費者庁「188」の電話番号等を周知するポケットティッシュ	○			各支所等窓口設置、出前講座、消費生活講座参加者など	1,000
87	佐渡市	新潟くらしの安全かわら版きーつけなせや	○	○	消費者トラブルへの注意喚起等		○	新潟県県民生活課	各支所等窓口設置、出前講座など	1,200
88	佐渡市	消費生活情報にいがたくらしほっと	○	○	消費者トラブルへの注意喚起等		○	新潟県県民生活課	民生委員、消費者協会、社会福祉協議会、警察、市内図書館、各支所等窓口設置など	2,000
89	佐渡市	啓発用 クリアファイル いつもとちがって変だな	○		高齢者の見守り啓発用		○	新潟県県民生活課	消費者安全確保地域協議会協力員	50
90	佐渡市	関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン	○		若者被害防止啓発リーフレット		○	東京都消費生活総合センター(関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン)	20歳のつどい、市内高校	800
91	佐渡市	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン	○		高齢者被害防止啓発リーフレット		○	東京都消費生活総合センター(関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン)	各支所等窓口設置、市内図書館、包括支援センター、民生委員	640
92	佐渡市	連絡先一覧「アレツ?!」と思ったらその不安、聴かせて	○	○	消費生活・警察・子ども・福祉の連絡先を一覧にし、相談機関の周知を図るとともに、電話でのトラブルへの注意喚起をする。	○			各支所等窓口設置、各包括支援センター、警察、出前講座、消費生活講座参加者、民生委員会議など	1,000
93	佐渡市	啓発用 パンフレット 高齢者の見守りハンドブック	○		高齢者の見守り啓発資料		○	(株)ライズファクトリー	消費者安全確保地域協議会協力員、包括支援センターなど	50
94	佐渡市	チラシ:無料で相談員による出前講座を行っています!		○	依頼者の希望にあわせて出前講座を行うこと等を周知する申込書を兼ねたチラシ	○			消費者安全確保地域協議会協力員、各支所等窓口設置、市内高校など	100
95	佐渡市	啓発用 パンフレット 身近にひそむ悪質商法	○		悪質商法に関するポイントをまとめたパンフレット		○	(株)東京法規出版	消費生活講座受講者、民生委員	300

No.	市町村名	資料の名称	分類		広報資料の内容	調達方法			配付先	配布部数
			被害防止 注意喚起	その他の 情報提供 等		自前で制作	既存資料を 購入・活用	既存資料の場合、 制作者等の名称		
96	佐渡市	啓発用 パンフレット 減らそう！食品ロス		○	よくある消費トラブル対策と「188」への連絡方法をまとめた在日外国人向けの英語パンフレット		○	(株)東京法規出版	消費生活講座参加者	150
97	佐渡市	啓発用マグネットシート うまい話にはウラがある	○	○	消費生活センターの電話番号と、よくある手口を記載したマグネットシート	○			出前講座参加者、警察	200
98	佐渡市	啓発用 チラシ STOP！ATMでの携帯電話の使用	○		還付金詐欺などの被害を防ぐため、携帯電話で会話しながらATMを操作することへの注意喚起		○	自然社	消費生活サポーター、年金支給日啓発街頭配布など	500
99	佐渡市	啓発用 パンフレット 闇バイトは犯罪です！！	○		闇バイトの危険性と、関わらないためのポイントを周知する		○	(株)東京法規出版	20歳のつとい	350
100	佐渡市	啓発用 パンフレット 気軽に使えるSNSキケンとながるSNS	○		SNSを通じ中高生が被害に遭ったり、自分が他人に損害を与えたりすることの注意喚起		○	自然社	市内高校	350
101	魚沼市	高齢者を見守るハンドブック		○	高齢者見守りのポイントについて			新潟県	民生委員を対象とした出前講座で配布	30
102	魚沼市	覚えておきたいクーリングオフ		○	クーリングオフの条件や方法について		○	(株)ライズファクトリー	自治会、老人クラブ等市内各種団体を対象とした出前講座及び老人福祉大会(敬老会)で配布	130
103	魚沼市	悪質商法があなたを狙っています	○		悪質商法被害にあわないために		○	東京法規出版	自治会、老人クラブ等市内各種団体を対象とした出前講座及び老人福祉大会(敬老会)で配布	130
104	魚沼市	この話いいかもと思ったあなた いいかもです	○		悪質商法被害にあわないために			新潟県	市内高校生、新成人に配布	450
105	魚沼市	高齢者を狙った悪質商法が増えています！(クリアファイル)	○	○	悪質商法被害にあわないために消費生活センター周知		○	東京法規出版	自治会、老人クラブ等市内各種団体を対象とした出前講座及び老人福祉大会(敬老会)で配布	130
106	南魚沼市	おかしいな、困ったなと思ったら消費生活センターにご相談ください	○		南魚沼市消費生活センター、魚沼市消費生活センター及び窓口相互利用の周知	○			市内・魚沼市・湯沢町への新聞折込	21,200
107	南魚沼市	できる大人の消費生活入門	○		成年年齢引き下げに伴う注意喚起		○	(株)東京法規出版	市内支援学校、高校に配布	500
108	南魚沼市	中学生のかしこい消費生活	○		成年年齢引き下げに伴う注意喚起		○	(株)東京法規出版	市内支援学校、中学校に配布	500
109	南魚沼市	特殊詐欺にご注意ください！消費者問題啓発ウエブティッシュ	○		詐欺の注意喚起		○	(株)力匠	市内・魚沼市・湯沢町で開催される啓発講座、啓発活動等で配布、主要施設に配置	3,500
110	南魚沼市	消費生活センター周知 ボールペン	○		南魚沼市消費生活センター、魚沼市消費生活センター及び窓口相互利用の周知		○	(株)力匠	市内・魚沼市・湯沢町で開催される啓発講座、啓発活動等で配布、主要施設に配置	1,700
111	胎内市	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン	○		高齢者の悪質商法被害防止		○	新潟県消費生活センター	市報に折り込み、全戸配布	10,400
112	胎内市	くらしの豆知識セレクト版	○		国民生活センターが発行している冊子		○	独立行政法人国民生活センター	随時配布	100
113	胎内市	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン	○		若者の悪質商法被害防止		○	新潟県消費生活センター	市報に折り込み、全戸配布	10,400
114	胎内市	どうしよう…困ったときの消費生活相談	○		消費生活相談窓口について市報特集掲載	○			市報掲載、全戸配布	10,400
115	聖籠町	消費生活通信	○	○	毎月広報誌にタイムリーな消費者被害防止情報を掲載	○			広報に掲載	60,000
116	聖籠町	若者悪質商法被害防止共同キャンペーンリーフレット	○	○	若者に多い消費者トラブルに関する注意喚起		○	新潟県消費生活センター	二十歳を祝う集い出席者に配布	110
117	聖籠町	くらしほっと 2025盛夏号	○	○	新潟の消費生活情報		○	新潟県県民生活課	全戸配布	4,643
118	聖籠町	くらしほっと 2026新春号	○	○	新潟の消費生活情報		○	新潟県県民生活課	全戸配布	4,664
119	弥彦村	消費生活啓発カレンダー	○		消費生活注意喚起および消費者行政相談窓口周知		○	株東京法規出版	ひとり世帯の高齢者・老人クラブに配布	120

No.	市町村名	資料の名称	分類		広報資料の内容	調達方法			配付先	配布部数
			被害防止 注意喚起	その他の 情報提供 等		自前で制作	既存資料を 購入・活用	既存資料の場合、 制作者等の名称		
120	弥彦村	消費者生活啓発グッズ(ボールペン)	○		消費者生活注意喚起および消費者行政相談窓口周知		○	(株)東京法規出版	はたちの集いにて配布	100
121	弥彦村	窓口用封筒		○	消費者行政窓口周知、クーリングオフに関する情報提供	○			窓口にて証明書交付の来庁者に配布	2,000
122	田上町	悪質商法・詐欺のこんな手口	○		さまざまな消費者トラブルの事例や対応策、注意喚起に関すること。		○	(株)東京法規出版	全世帯に配布	4,190
123	阿賀町	「広報あが」連携による啓発広報	○	○	町広報誌へ9月号、11月号、2月号 計3回掲載、靈感商法を含めた消費者トラブル防止・特殊詐欺防止のための広報	○			町内全戸配布及び公共施設、主要事業所等(1回5,500部×3回)	16,500
124	阿賀町	若者や高校生へ啓発冊子を配布	○	○	若者たちへ向けての靈感商法を含めた悪質商法対策等の消費生活全般の心構えや消費生活トラブルを未然に防止するため、啓発冊子等を配布		○	(株)東京法規出版	成人・若者へ配布	122
125	出雲崎町	Caution!	○		消費者被害防止のための啓発用		○	新潟県消費生活センター	20歳の集いで配布	34
126	出雲崎町	高齢者被害防止啓発リーフレット	○		消費者被害防止のための啓発用		○	新潟県消費生活センター	高齢者向けの出前講座で配付	20
127	湯沢町	消費者ホットライン188にお電話ください	○		消費者トラブルへの基礎知識、対策等	○			窓口に配架	50
128	刈羽村	消費生活通信	○		消費者被害に係る事例と対策、注意喚起	○			毎月、配布する村の広報誌	1,500
129	刈羽村	ルールを守って楽しく使いまし	○		消費者被害に係る事例と対策、注意喚起		○	東京法規出版	小学生及びその保護者向け広報として全小学児童へ配布、庁内掲示	230
130	刈羽村	考えよう! 私たちの消費生活	○		消費者被害に係る事例と対策、注意喚起		○	東京法規出版	中学生及びその世帯向け広報として全中学児童へ配布、庁内掲示	130
131	関川村	わが家の悪質商法撃退マニュアル	○	○	増加の一途をたどる悪質商法被害に対して、未然防止や対処法を得る目的として、パンフレットを作成し、村内全戸に配付した		○	(株)東京法規出版	村内全戸	2,000

4. 消費者行政部署による「講座、講演会等」の実施状況（令和7年度実績）

No.	市町村名	講座等の名称	対象者	分類		概要	実施回数	参加者数(人)
				被害防止 注意喚起	その他の 情報提供 等			
1	新潟市	くらしの一日教室	一般		○	くらしに役立つ知識や情報などを専門の講師による講義形式で提供	5	124
2	新潟市	子ども消費者学習	小学生 (6年生)		○	食品に含まれる糖分測定や着色料の検出実験と食から考える消費生活の基礎知識に関する講座を実施	19	509
3	新潟市	出前くらしのテスト教室 <small>(R8年度より名称変更)</small>	一般		○	期限表示の活用や無理なく続けられる方法などについて講座を実施	9	207
4	新潟市	出前くらしのテスト教室 <small>(R8年度より名称変更)</small>	中学生 (全学年)	○	○	消費者トラブルの未然防止など消費者力の向上を目指す	12	403
5	新潟市	出前講座	大学生、一般、高齢者等	○		相談員等を講師として派遣し、最近の消費生活相談状況をもとに、注意喚起、対処法、相談窓口などの情報を提供	21	801
6	新潟市	市政さわやかトーク宅配便	高齢者等	○		職員・くらしのレポーター等を講師として派遣し、悪質商法被害防止リーフレットやDVD等を使い、注意喚起、対処法、相談窓口などの情報を提供	13	287
7	長岡市	くらしの講座	一般消費者	○	○	くらしに役立つ知識や商品を見極めるための情報などを講義形式で提供	4	146
8	長岡市	市政出前講座	小学生、中学生、大学生、専門学校生、高齢者等	○	○	相談員等を講師として派遣し、最近の消費生活相談状況をもとに、注意喚起、対処法、相談窓口などの情報を提供	21	1221
9	上越市	消費生活出前講座	若年層	○	○	成年年齢引下げを受け、中学校・高等学校などにおける若年層を対象とした出前講座を開催した。	7	515
10	上越市	消費生活出前講座	一般、高齢者等	○	○	社会人や町内会及び老人クラブなど高齢者を対象とした出前講座を開催した。	12	437
11	三条市	消費生活出前講座	一般、高齢者、障害者等	○		相談員を講師として派遣し、悪質商法の事例とその対処法、最近の消費生活相談事例、相談窓口などの情報を提供	9	133
12	三条市	消費生活出前講座	大学生	○		成年年齢引下げ後に多発するトラブル事例を消費生活相談窓口の相談方法を紹介	1	94
13	三条市	消費生活講座	一般		○	家計に関わる金融情報を得て、自分に合った金融商品の選び方などを学ぶ講座	3	22
14	柏崎市	消費生活啓発講座 (出前講座)	児童、学生、一般、高齢者等	○		相談員等を講師として派遣し、最近の消費生活相談状況を元に、トラブルの注意喚起、対処法、相談窓口等の情報を提供	21	611
15	柏崎市	消費生活講演会	一般		○	消費者が日々の消費生活を見直す機会を提供。令和7年度は「食品ロス削減と環境問題」をテーマに開催 ※柏崎市消費者協会との共催	1	83
16	新発田市	小学生向け消費者講座	小学5,6年生	○		市内の小学校に講師(弁護士)を派遣、授業時間において、ネット・携帯電話などのトラブルに遭わないための啓発・周知	1	110
17	新発田市	けんこう長寿教室	高齢者	○		事例を挙げながら消費者トラブルに遭わないための啓発、相談センターの案内	1	30

No.	市町村名	講座等の名称	対象者	分類		概要	実施回数	参加者数(人)
				被害防止注意喚起	その他の情報提供等			
18	新発田市	民生委員児童委員連合会理事会	民生委員児童委員理事	○		理事会の中で、消費者トラブル防止啓発ポイント、相談センターの案内	1	35
19	小千谷市	おぢや消費者被害防止ネットワーク会議研修会	構成員及び構成機関職員等	○		消費者トラブルの現状と効果的な見守りのポイント	1	21
20	小千谷市	高齢者ミニ消費生活講座	高齢者	○		高齢者を対象とした消費者トラブルへの注意喚起、意識啓発のための講話	10	215
21	小千谷市	消費生活講座	民生委員	○		SNSを中心とした消費者トラブルの現状と対策	1	23
22	小千谷市	消費生活講座	中学生	○		消費者力を高める	1	27
23	小千谷市	消費生活講座	高校生	○		消費者トラブルの実例と対策	1	132
24	加茂市	消費生活啓発講座	大学生	○		事例を挙げながら消費者トラブルに遭わないための注意喚起、対処法、相談窓口等の情報提供	1	70
25	十日町市	まちづくり出前講座	高齢者	○		消費生活相談員が悪質商法の手口やその対処法、最近のトラブル事例、相談窓口等の情報を提供	1	12
26	十日町市	出前講座	民生委員、包括支援センター	○		消費生活相談員が最近の消費生活相談をもとに事例の紹介、対処法、見守りのポイントなどについて講話	6	94
27	十日町市	見守りネットワーク総会	見守りネットワーク構成員	○		市内の軽犯罪、特殊詐欺の発生状況について警察署の生活安全課長より講話	1	20
28	見附市	池上彰氏講演会	市民	○		靈感商法を含む悪質商法の被害防止の観点を踏まえ、消費者を取り巻く社会背景や心理的要因について理解を深める内容の講演	1	838
29	見附市	悪質商法防止講座	市民	○		悪質商法の手口と被害防止についての講演、相談窓口の紹介	4	150
30	村上市	出前講座	高齢者	○		消費生活相談員が悪質商法の手口やその対処法、最近の相談状況、相談窓口案内など講座形式で実施	5	317
31	村上市	出前講座	中学生	○	○	消費生活相談員が消費者とは…？お金や物の大切さ、おこづかいの管理、契約の基礎知識、インターネットトラブルなど、カシコイ消費者になるための講座を実施	2	231
32	村上市	出前講座	小学生	○	○	消費生活相談員が消費者とは…？お金や物の大切さ、おこづかいの管理、契約の基礎知識、インターネットトラブルなど、カシコイ消費者になるための講座を実施	5	113
33	村上市	出前講座	その他	○	○	消費生活相談員が悪質商法の手口やその対処法、最近の相談状況、相談窓口案内など講座形式で実施消費生活相談員が消費者とは…？契約の基礎知識、インターネットトラブルなど、カシコイ消費者になるための講座を実施	5	118
34	燕市	燕市権利擁護支援者養成講座(消費者保護)	権利擁護支援者養成講座受講者	○		R7.11.19燕市民交流センターで行われた「燕市権利擁護支援者養成講座」で「消費者保護」と題して消費者行政担当職員1名が30分講義を行いました。	1	9
35	糸魚川市	悪質商法撃退講座	高齢者	○	○	消費生活相談窓口に多く寄せられる相談をもとにした、悪質商法撃退講座を実施した。	14	224

No.	市町村名	講座等の名称	対象者	分類		概要	実施回数	参加者数(人)
				被害防止注意喚起	その他の情報提供等			
36	五泉市	消費生活講座	高齢者	○		相談員等を講師として派遣し、最近の消費生活相談状況をもとに、トラブルの注意喚起、対処法、相談窓口などの情報を提供	4	58
37	佐渡市	出前講座	一般、高校生	○		相談員等を講師として派遣し、最近の消費生活相談状況をもとに、トラブルの注意喚起、対処法、相談窓口などの情報を提供	18	570
38	佐渡市	消費生活講座	一般		○	島内での資源循環をテーマに講座とパネルディスカッションを開催。同会場にて古着回収と不用品のフリーマーケットも実施	1	265
39	魚沼市	消費者トラブル防止出前講座	一般、高齢者等	○		悪質商法に関することや詐欺事例を寸劇や歌を交えてわかりやすく解説	1	16
40	南魚沼市	消費生活問題出張啓発講座	一般、高齢者、障がい者等	○		悪質商法の主な事例や具体的な相談事例を交えながら、消費者トラブルの注意喚起、対処法を情報提供	3	38
41	南魚沼市	消費者問題講演会	一般、高齢者、障がい者等	○	○	悪質商法の被害から身を守るために知っておきたい事例と対処法について学ぶ	1	10
42	胎内市	消費者被害防止見守りネットワーク(劇団き一つけんす)	地域サロン等参加者	○		特殊詐欺被害防止を題材とした寸劇による啓発活動、啓発資料の配布	11	263
43	聖籠町	出前講座	町民	○		特殊詐欺・消費者トラブルにあわないよう啓発	4	61
44	聖籠町	見守りネットワーク会議	見守りネットワーク構成員・保護司・人権擁護委	○		・各種委員・構成員からの活動報告 ・講演「債務整理の実務と事例紹介」	1	15
45	聖籠町	民生委員児童委員協議会定例会	民生委員・児童委員	○		・講演「高齢者のトラブルと見守り方法」	1	25

資料編

- 資料 1 新潟県の消費者行政の沿革
- 資料 2 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例
- 資料 3 新潟県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

新潟県の消費者行政の沿革

年月日	県内の消費者行政の動き
昭和 41 年 8 月	企画部豪雪地域開発課に消費者行政係を新設
42 年 11 月	企画部企画調整課へ消費者行政係を移管
12 月	「消費生活モニター制度」発足
44 年 4 月	新潟県附属機関設置条例に基づき新潟県消費生活審議会を設置
7 月	県民の消費生活の安定と向上を確保するため消費生活審議会に諮問 (1) 消費者保護のための監視取締対策 (2) 消費者教育と啓発活動について県の講ずべき基本的対策
45 年 8 月	機構改革により企画開発部県民生活課を新設、消費者行政分掌 消費生活審議会、知事に答申
11 月	新潟県消費生活センター開設（新潟市白山ビル内）
48 年 4 月	移動消費生活センター車「ゆきつばき号」を設置
8 月	機構改革により生活環境部消費生活課を新設（企画調整係・指導係・調査係）
12 月	地域食品認証実施規則の制定、4 品目の認証基準設定
49 年 2 月	生活関連二法の施行に伴い物価監視員（班）を設置 ・国民生活安定緊急措置法 ・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
3 月	テレホンサービス「ハイ、県くらしのダイヤルです」開始
4 月	消費生活課に価格監視係を設置し、4 係（企画調整・指導・調査・価格監視係）となる
5 月	長岡市が消費生活センターを開設。業務の一部を委託 消費生活モニター制度に代え、消費生活改善推進員制度（～60 年 3 月）発足
11 月	食品の単位価格表示普及推進事業実施
50 年 3 月	新潟県省資源県民運動推進会議設置
4 月	県民生活安定緊急対策本部事務局を企画調整部調整課から消費生活課へ移管
6 月	上越市が消費生活センターを開設。業務の一部を委託
51 年 4 月	消費生活課価格監視係、調査係を合併し、調査監視係に改組、3 係となる
7 月	消費者行政の具体的施策について消費生活審議会に諮問（52 年 2 月答申）
12 月	標準食肉販売店育成指導員事業実施
52 年 2 月	消費生活審議会が知事に答申
4 月	佐渡消費生活センター開設（佐和田町）。業務の一部を委託
12 月	消費生活の安定及び向上に関する条例（消費生活条例）の制定
53 年 5 月	新潟県附属機関設置条例に基づき新潟県消費苦情処理委員会を設置
54 年 4 月	新潟県省資源県民運動推進会議事務局を企画調整部から消費生活課へ移管 地域食品認証対象品目に 4 品目認証基準追加設定 消費生活条例に基づく焼酎の表示に関する自主基準の届出の受理

年月日	県内の消費者行政の動き
昭和 54 年 5 月 8 月	生活関連物質等調査のための民間調査員設置 新潟市が消費生活センターを開設。業務の一部を委託 石油消費節減推進連絡会議の設置
55 年 4 月 11 月 12 月	消費生活条例に基づき、単価価格表示に関する県基準の施行 県消費生活センター10周年記念大会 消費生活条例に基づくクリーニングの取引条件等に関する自主基準の届出を受理
56 年 3 月 4 月 10 月	地域食品認証対象品目に2品目認証基準追加設定 豊栄市が消費生活センターを開設。業務の一部を委託 新潟県給油所休日休業推進会議の設置 消費生活条例に基づく家庭用電気製品の修理等に関する自主基準の届出を受理 六日町が消費生活センターを開設。業務の一部を委託
58 年 4 月 7 月	地域食品認証期間を変更し4年とする 村上市が消費生活センターを開設。業務の一部を委託
59 年 9 月	青果物トレー包装の適正化の品目標設定
60 年 2 月 3 月 4 月	訪問販売等に係る不当な取引方法に対する適正化要綱の設定 消費生活改善推進員制度廃止 機構改革により生活環境部が廃止され総務部県民広報課に消費生活対策室を設置
61 年 3 月 7 月	移動消費生活センター車「ゆきつばき号」廃止 県消費生活センター県庁内に移転（商品テスト室は県衛生公害研究所に移転）
62 年 2 月 4 月 6 月 9 月	県消費生活センター内に全国消費生活情報ネットワークシステムを設置導入 地域食品認証実施規則の廃止 訪問販売等に係る不当な取引方法に対する適正化要綱の一部改正 六日町消費生活センター閉所 消費生活条例に基づくこんにゃくの品質等に関する自主基準の届出を受理
平成 2 年 4 月 11 月	機構改革により総務部知事公室県民生活課を新設、消費者行政分掌 県消費生活センター20周年記念講演会
3 年 5 月	消費者問題国民会議'91 新潟大会開催（東日本ブロック）
5 年 4 月	機構改革により総務部県民生活課に課名変更
8 年 4 月 7 月	新潟県省資源県民運動推進会議事務局を廃棄物対策課へ移管 機構改革により環境生活部に移管し生活企画課（消費生活係・物価調査係）を設置 県消費生活センターが新潟ユニゾンプラザ内に移転
10 年 4 月	生活企画課消費生活係、物価調査係を合併し、消費者行政係に改組
12 年 11 月	県消費生活センター創立 30 周年記念シンポジウム

年月日	県内の消費者行政の動き
13年4月	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の農林水産部への移管
14年2月	市消費生活センターに全国消費生活情報ネットワークシステムの端末を設置
	（新潟市、長岡市、上越市、村上市の各消費生活センター）
4月	機構改革により県民生活・環境部県民生活課に名称変更
	全国消費生活情報ネットワークシステムの運用開始
	県の物価ダイヤルの廃止
	生活関連物資等の価格及び需給状況の定期調査の廃止
7月	「買い物でくらしを変えよう」ごみ半減県民運動実行委員会を設置
15年3月	消費生活条例の改正
5月	県消費生活センターの日曜電話相談を開始
7月	ヤミ金融対策関係機関連絡会議設置
16年5月	県消費生活センターの日曜電話相談を土曜日に変更
11月	新潟県中越大震災により、消費生活センターに特別相談電話設置
	震災地における生活関連物資の物価調査を実施
17年4月	全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置（佐渡市消費生活センター）
7月	消費生活条例の改正・一部施行
10月	県消費生活条例の改正に伴い、「訪問販売等に係る不当な取引方法に対する適正化要綱」を廃止（同条例内で規定）
11月	改正消費生活条例の完全施行
18年1月	18年豪雪に際し、津南町や十日町市等で灯油価格調査を実施
2月	新潟県で初めて景品表示法第7条に基づく指示を行う
4月	環境にやさしい買い物運動実行委員会を設置
19年5月	特定商取引法第8条第1項に基づき、布団の訪問販売事業者に対し、3か月の営業停止命令を行う
7月	新潟県中越沖地震により、消費生活センターに被災地専用消費生活相談電話を設置
	被災地における生活関連物資の物価動向等調査を実施
	消費生活用品の安全に関する担当課連絡会議を設置
9月	新潟県多重債務者対策連絡会議を設置、連絡会議の取組として多重債務者無料相談会（12月）を実施
20年4月	全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置（柏崎市消費生活相談窓口）
21年3月	新潟県消費者行政活性化基金条例の制定、消費者行政活性化基金造成
22年4月	県民生活課消費者行政係を廃止し、県民生活・環境部消費者行政課を設置（企画係、取引・表示係）
	柏崎市が消費生活センターを開設
	聖籠町が消費生活センターを開設
	全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置（新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、南魚沼市の消費生活相談窓口、聖籠町消費生活センター）

年月日	県内の消費者行政の動き
22年6月	新潟県消費者行政総合対策会議を設置 (消費生活用品の安全に関する担当課連絡会議を廃止)
23年3月	東日本大震災時において生活関連物資の物価調査の実施(ガソリン、灯油)
4月	南魚沼市が消費生活センターを開設
6月	消費者行政課に全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の端末設置 全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置(三条市消費生活相談窓口)
11月	高齢者被害防止連携会議を設置 「消費生活ネットワーク新潟」の設立(「消費者フォーラム in 新潟」(主催:新潟県)開催)
24年2月	消費者の持込食材放射性物質検査を県消費生活センター他2か所で開始
7月	全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置(十日町市、糸魚川市、燕市の各消費生活相談窓口)
25年2月	新潟くらしの安全かわら版「き〜つけなせや」発刊(月1回発行)
4月	経済産業大臣が割賦販売法に基づく前払式特定取引業者(いわゆる「友の会」)である県内の事業者に対し前払式特定取引業の許可の取消を行う
26年4月	五泉市が消費生活センターを開設
27年3月	新潟県消費者教育推進地域協議会を設置
4月	消費者教育コーディネーター設置
28年3月	新潟県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定
11月	佐渡市が消費者安全確保地域協議会を設置
29年1月	魚沼市が消費者安全確保地域協議会を設置
3月	「新潟県消費者教育推進のための方策」を策定
4月	不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に係る調査・指導権限を新潟市に移譲 新発田市、十日町市及び魚沼市が消費生活センターを開設 全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置(妙高市の消費生活相談窓口)
8月	弥彦村が消費者安全確保地域協議会を設置
10月	村上市が消費者安全確保地域協議会を設置
11月	柏崎市が消費者安全確保地域協議会を設置
12月	消費者安全確保地域協議会(新潟県高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク)を設置
31年2月	全国消費生活情報ネットワークシステム端末の設置(胎内市の消費生活相談窓口) 新潟市が消費者安全確保地域協議会を設置
4月	消費者行政課と県民生活課安全・安心なまちづくり班を統合(消費者行政課を廃止)し、 県民生活・環境部県民生活課に「消費とくらしの安全室」を設置 妙高市が消費者安全確保地域協議会を設置 五泉市が消費者安全確保地域協議会を設置
令和2年3月	環境にやさしい買い物運動実行委員会の解散 消費者の持込食材放射性物質検査を終了
4月	胎内市が消費者安全確保地域協議会を設置 刈羽村が消費者安全確保地域協議会を設置 南魚沼市が消費者安全確保地域協議会を設置

年月日	県内の消費者行政の動き
3年1月	新発田市が消費者安全確保地域協議会を設置
4月	見附市が消費者安全確保地域協議会を設置
10月	特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟が、県内で初めて適格消費者団体に認定される
4年4月	県民生活課が総務部に移管となり、「消費とくらしの安全室」を廃止し「消費とくらしの安全推進班」を設置
10月	聖籠町が消費者安全確保地域協議会を設置
12月	小千谷市が消費者安全確保地域協議会を設置
7年1月	十日町市が消費者安全確保地域協議会を設置

新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和 52 年 12 月 22 日新潟県条例第 44 号

施行 昭和 53 年 4 月 1 日

一部改正 平成 10 年 3 月 31 日新潟県条例第 5 号

一部改正 平成 15 年 3 月 28 日新潟県条例第 10 号

一部改正 平成 17 年 7 月 22 日新潟県条例第 60 号

目 次

第 1 章	総則（第 1 条－第 5 条）
第 2 章	危害の防止及び取引等の適正化（第 6 条－第 13 条の 2）
第 3 章	消費者苦情の処理及び訴訟援助（第 14 条－第 18 条）
第 4 章	生活関連物資の確保（第 19 条－第 22 条）
第 5 章	啓発活動等（第 23 条・第 24 条）
第 6 章	立入調査等（第 25 条－第 27 条）
第 7 章	知事への申出（第 28 条）
第 8 章	雑則（第 29 条・第 30 条）
	附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を促進することを目的とする。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者 事業者の供給する商品等を使用し、又は利用して生活する者をいう。
- (2) 事業者 商品等を供給する事業を行うものをいう。
- (3) 商品等 商品、権利及び役務をいう。

（基本理念）

第2条 前条の目的を達成するに当たっては、県、市町村、事業者及び消費者の相互の信頼及び協調を基盤として、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本としなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
- (2) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 消費者に対し必要な情報が提供されること。
- (4) 消費者に対し教育の機会が提供されること。
- (5) 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
- (6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

(県の責務)

第3条 県は、経済社会の発展に即応して、県民の消費生活の安定及び向上を促進する基本的な施策を策定し、地域の社会的、経済的状況及び消費者の年齢その他の特性に配慮して実施する責務を有する。

(市町村との連携)

第3条の2 県は、市町村の行う消費生活の安定及び向上を促進する施策の策定及びその実施について、必要な協力を行うものとする。

2 県は、この条例に定める施策の実施について、市町村の協力を求めるものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者及び事業者の組織する団体（以下「事業者等」という。）は、商品等の供給に当たっては、自主的に危害の防止、規格、表示及び取引の適正化等に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、消費者相互の連携を図り、自主的かつ合理的に行動するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 危害の防止及び取引等の適正化

(危険商品等の供給禁止)

第6条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等（以下「危険商品等」という。）を供給してはならない。

(危険商品等の調査)

第7条 知事は、消費者への危害を防止するため必要があると認めるときは、事業者の供給する商品等の安全性について、試験、検査その他必要な調査を行わなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料を提出させ、又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な数量の商品等の提出を求めることができる。この場合において、事業者から商品等の提出を受けたときは、その事業者に対し正当な補償を行わなければならない。

第8条 削除

(規格、表示等の適正化)

第9条 事業者は、商品等を供給するに当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 品質の向上及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格を定めること。
- (2) 消費者が合理的な選択又は適正な使用若しくは廃棄を行うことができるよう品質、機能、価格、単価、単位価格、量目、製造年月日等を明確かつ平易に表示すること。
- (3) 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大することがないように過大又は過剰な包装をしないこと。

(自主基準の設定)

第10条 事業者等は、規格、表示及び取引の適正化等に関し、事業者が自ら遵守すべき基準を定めるよう努めなければならない。

(知事の基準の設定)

第11条 知事は、特に必要があると認める商品等について、規格、表示等の適正化に関し、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による基準を定めるときは、あらかじめ新潟県消費生活審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 3 知事は、前項の規定により基準を定めたときは、その内容を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 4 知事は、事業者が第1項の規定により定められた基準を遵守していない疑いがあると認めるときは、その規格、表示等の実態その他必要な事項について、試験、検査その他必要な調査を行うものとする。

(試験、検査等の体制の整備)

第12条 知事は、危害の防止及び規格、表示等の適正化に関する施策の実効を確保するため、商品等に関する試験、検査等の体制の整備及び充実に努めるものとする。

(不当な取引行為の禁止等)

第13条 知事は、事業者が消費者との間で行う取引に関する行為のうち、次の各号のいずれかに該当するものを、不当な取引行為として規則で定めることができる。

- (1) 消費者に対し、販売の意図を明らかにせず、商品等に関する重要な情報を提供せず、誤信を招く情報を提供し、消費者の不安をあおる等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

- (2) 消費者に不当な不利益をもたらす内容の契約を締結させる行為
 - (3) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、契約（契約の成立又はその内容について当事者間に争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を強要し、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは不当に遅延させる行為
 - (4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張（以下「撤回等」という。）を不当に妨げ、又は撤回等に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
 - (5) 事業者又はその取次店等実質的に商品等を供給する者（以下「供給業者」という。）からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、当該供給業者の不当な行為を知り、又は知り得べきであつたにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を強要し、若しくは債務の履行をさせる行為
- 2 事業者は、前項に規定する不当な取引行為（以下「不当な取引行為」という。以下同じ。）を行つてはならない。
- 3 知事は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その行為の実態その他必要な事項について、調査を行うものとする。

（情報提供）

- 第 13 条の 2** 知事は、危険商品等又は不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、県民に対し、速やかに、当該危険商品等又は不当な取引行為に係る情報を提供しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する場合において、当該危険商品等又は不当な取引行為による被害が重大であり、かつ、当該被害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、県民に対し、速やかに、同項に規定する情報のほか当該事業者の氏名又は名称、住所その他必要な情報を提供しなければならない。

第 3 章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

（当事者間における消費者苦情の処理）

- 第 14 条** 事業者等及び消費者は、商品等の取引に関して生じた消費者の苦情（以下「消費者苦情」という。）について、相互にその解決を図るよう努めるものとする。
- 2 事業者は、消費者苦情を迅速かつ適切に処理するために必要な体制の整備に努め、当該苦情を適切に処理しなければならない。

（知事等の消費者苦情の処理）

- 第 15 条** 知事は、消費者苦情の申し出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情の解決に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事は、市町村が行う消費者苦情の処理について、必要に応じ、情報の提供、技術的助言その他

の必要な支援を行うものとする。

- 3 知事は、市町村が行う消費者苦情の処理について、当該処理が高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とし、当該市町村において適切に処理することが困難であるとして当該市町村から要請を受けたときは、必要に応じ、当該処理に必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理委員会の処理)

第 16 条 知事は、前条の規定により消費者苦情の解決に必要な措置を講じた場合において、その解決が著しく困難であると認めるときは、新潟県消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）の調停に付することができる。

- 2 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、資料を提出させ、又は出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

(訴訟援助)

第 17 条 知事は、事業者の供給する商品等により被害を受けた消費者が、当該事業者を相手とする訴訟（民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 275 条に規定する和解及び民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停を含む。以下同じ。）を提起する場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、公共の利益のため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- (1) 委員会の調停によっても解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。
- (2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれのあるものであること。
- (3) 1 件当たりの被害額が規則で定める額以下であること。
- (4) 県内に住所を有する者が提起するものであること。

(貸付金の返還等)

第 18 条 前項の規定により訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る貸付金を返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第 4 章 生活関連物資の確保

(生活関連物資の調査等)

第 19 条 知事は、県民の消費生活の安定に資するため必要があると認めるときは、県民の消費生活との関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）の価格の動向及び需給の状況を調査し、県民に対しその情報を提供するものとする。

- 2 知事は、生活関連物資の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、関係事業者に対し、当該生活関連物資の円滑な供給その他必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(指定物資の調査等)

第 20 条 知事は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがあり、又はその供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがある場合において、県民の消費生活の安定のため必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定された物資（以下「指定物資」という。）について、価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項を調査しなければならない。

3 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除しなければならない。

4 知事は、第 1 項の規定による指定をしたとき又は前項の規定によりこれを解除したときは、その旨を告示しなければならない。

第 21 条及び第 22 条 削除

第 5 章 啓発活動等

（啓発活動及び教育の推進）

第 23 条 県は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるようにするため、事業者、消費者、市町村及び教育機関その他の関係機関と連携して、消費者に必要な情報を提供し、消費生活に関する教育を充実し、啓発活動を推進するとともに、消費者の自主的な組織活動の育成に努めるものとする。

（環境への配慮）

第 24 条 知事は、県民の健全な消費生活を推進するため、事業者による商品等の供給及び消費生活が環境に及ぼす影響について、知識の普及、情報の提供その他必要な啓発活動を行うものとする。

2 事業者及び消費者は、その商品等の供給及び消費生活に伴う環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

第 6 章 立入調査等

（立入調査）

第 25 条 知事は、第 7 条第 1 項、第 11 条第 4 項、第 13 条第 3 項及び第 20 条第 2 項に規定する調査のため必要があると認めるときは、事業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に当該事業者の事務所、倉庫等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第 26 条 知事は、事業者が第 6 条の規定に違反して危険商品等を供給したと認めるときは、当該事業者に対し、当該危険商品等の供給の停止、回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が第 11 条第 1 項の規定により知事が定めた基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、当該基準の遵守その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、事業者が第 13 条第 2 項の規定に違反して不当な取引行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該不当な取引行為の中止、再発防止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 知事は、事業者が指定物資の円滑な流通を不当に妨げているとき、当該事業者に対し、不当な事業活動の中止又は再発防止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第 27 条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者の氏名又は名称、住所、当該行為の内容その他必要な事項を公表することができる。

(1) 第 16 条第 2 項に規定する場合において、事業者が正当な理由なく資料の提出に応ぜず、出席を拒み、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき。

(2) 第 25 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは帳簿等の調査若しくは質問を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 前条に規定する勧告に従わなかったとき。

2 知事は、前項に規定する公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第 7 章 知事への申出

第 28 条 県民は、この条例の規定に違反する事業活動により、又はこの条例に定める措置がとられていないことにより、第 2 条各号に掲げる消費者の権利が侵害されている疑いがあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとることを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、事実の調査を行い、必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

第 8 章 雑則

(関係行政機関への協力要請)

第 29 条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、情報の提供、調査その他の協力を求めるものとする。

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
(新潟県附属機関設置条例の一部改正)
- 2 新潟県附属機関設置条例（昭和 27 年新潟県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成 10 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 10 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
(新潟県附属機関設置条例の一部改正)
- 2 新潟県附属機関設置条例（昭和 27 年新潟県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成 17 年条例第 60 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条、第 11 条第 4 項及び第 13 条の改正規定、第 2 章中第 13 条の次に 1 条を加える改正規定（第 13 条の 2 第 2 項に係る部分に限る。）、第 16 条第 3 項を削る改正規定、第 20 条の改正規定（同条第 1 項の次に 1 項を加える部分に限る。）、第 21 条及び第 22 条の改正規定並びに第 6 章を第 8 章とし、第 5 章の次に 2 章を加える改正規定（第 6 章に係る部分に限る。）は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

新潟県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

平成 28 年 3 月 30 日新潟県条例第 15 号

施行 平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項)

第 3 条 法第 10 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示すること。
当該事項を変更したときも、同様とする。
 - ア 消費生活センターの名称及び住所
 - イ 法第 8 条第 1 項第 2 号イ及びロの事務を行う日及び時間
- (2) 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこと。
- (3) 消費生活センターには、消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くこと。
- (4) 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。
- (5) 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第 8 条第 1 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- (6) 消費生活センターは、法第 8 条第 1 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

発行 新潟県 総務部
県民生活課 消費とくらしの安全推進班
新潟県新潟市中央区新光町4-1
TEL 025-280-5135
E-mail ngt010230@pref.niigata.lg.jp